

## 2.2.10 文化財等の状況

### (1) 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財等の分布状況は、表 2-43 及び図 2-41 に示すとおりです。

調査区域においては、指定・登録文化財等が 84 件存在していますが、名勝として指定された文化財はありません。計画区域の近くには、南西側に「庚申塔」(S22、S23) 及び「馬頭観音像」(S24)、西側に「板碑」(S46～S51) があります。

また、調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号) 第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 2-43(1) 調査区域の指定・登録文化財等の概要

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘 (妙光寺)	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	義民建功の碑	本郷三丁目 36	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S03	市	天然記念物	日枝社のケヤキ	本郷一丁目 18-8	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S04	市	石造物	道祖神塔	本郷一丁目 18-2	—	—
	S05	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S06	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S07	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S08	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S09	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S10	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S11	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S12	市	石造物	護蚕祠	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S13	市	石造物	地蔵像	本郷一丁目 47-2	—	—
	S14	市	石造物	万霊塔	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S15	市	石造物	忠魂碑	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S16	市	石造物	山野神塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S17	市	石造物	石祠	本郷三丁目 38-3	—	—
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S19	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S20	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S21	市	石造物	地蔵像	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S22	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S23	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S24	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S25	市	石造物	馬頭観音像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S26	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S27	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S28	市	石造物	供養塔	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S29	市	石造物	地蔵像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S30	市	石造物	地神塔	上瀬谷町 3-9	—	—
	S31	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S32	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S33	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S34	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S35	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—

表 2-43(2) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S36	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S37	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S38	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S39	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S40	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S41	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S42	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S43	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S44	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S45	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S46	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S47	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S48	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S49	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S50	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S51	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S52	市	石造物	地神塔	五貫目町 3-12	—	—
	S53	市	石造物	馬頭観音塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S54	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S55	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S56	市	石造物	地神塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S57	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S58	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S59	市	石造物	手洗鉢	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S60	市	石造物	燈籠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S61	市	石造物	石祠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S62	市	石造物	幸神塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S64	市	石造物	忠魂碑	相沢四丁目 4-1 長天寺	—	—
	S65	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S66	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S67	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S68	市	石造物	石祠	相沢六丁目 6-1	—	—
S69	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12-5	—	—	
S70	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36-3	—	—	
S71	市	石造物	中丸先生碑	相沢四丁目 1-1 瀬谷小学校	—	—	
S72	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35-1	—	—	
S73	市	石造物	義民建功碑	中央七丁目 3	—	—	
旭区	A01	市	彫刻	木造大日如来坐像	上川井町 214	平成7年 11月1日	長源寺

表 2-43(3) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
大和市	Y01	市	建造物	観音寺 厨子	下鶴間 2240 観音寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人観音 寺代表役員
	Y02	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間 2359-5 下鶴間ふる さと館	平成 7 年 4 月 27 日	大和市
	Y03	市	建造物	旧小倉可光家住宅 土蔵	下鶴間 2359-5 下鶴間ふる さと館	平成 9 年 4 月 24 日	大和市
	Y04	市	彫刻	諏訪神社 御神像	下鶴間 2540 諏訪神社	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人諏訪 神社崇敬会会 長
	Y05	市	彫刻	坂本小左エ門重安 の位牌	深見 <sup>注3</sup>	昭和 47 年 2 月 25 日	個人
	Y06	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏 像	下鶴間 2240 観音寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人観音 寺代表役員
	Y07	市	工芸品	諏訪神社北辰一刀 流奉納額	下鶴間 2540 諏訪神社	平成 6 年 4 月 1 日	宗教法人諏訪 神社崇敬会会 長
	Y08	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間 2359-5 ほか	平成 15 年 6 月 25 日	大和市
町田市	MC01	市	美術工 芸品	木造聖徳太子立像	鶴間五丁目 17-1 円成寺	昭和 62 年 11 月 13 日	—
	MC02	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目 32-16 日枝神社	平成 30 年 1 月 24 日	—

注1：「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注2：表中の地点は、図 2-41 に対応しています。

注3：Y05 の所在地の詳細情報は公表されていないため、図 2-41 には表記しておりません。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」

（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和 6 年 5 月 1 日）

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」

（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和 7 年 8 月 6 日）

「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成 9 年 3 月）

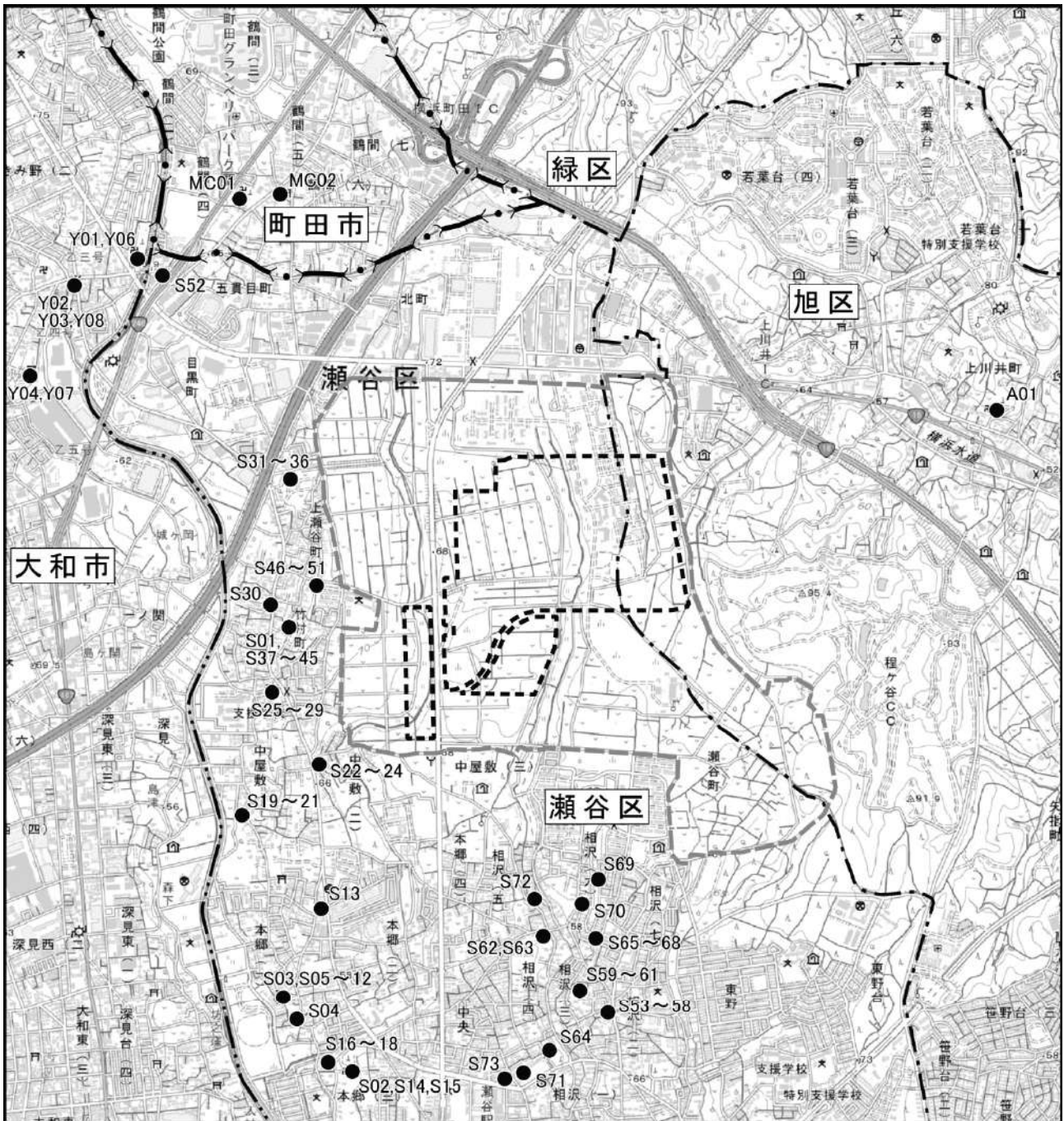
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和 7 年 9 月 1 日）

「大和市のオープンデータ一覧（文化財一覧）」（大和市ホームページ 令和 6 年 12 月 27 日）

「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和 8 年 1 月 閲覧）

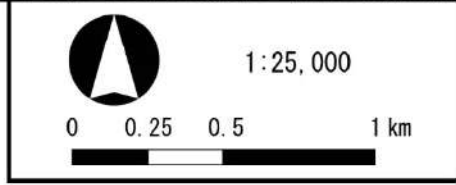
「指定・登録文化財」（町田市ホームページ 令和 8 年 1 月 閲覧）

「文化財総覧 WebGIS」（奈良文化財研究所 令和 8 年 1 月 閲覧）



凡例

- ⋯⋯⋯ 計画区域      ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- (•)— 都県界    - - - - 市界    - · - · - 区界
- 指定・登録文化財等



注1：図中の地点番号は表 2-43 に対応しています。  
 注2：Y05 の所在地の詳細情報は公表されていないため、図中には表記しておりません。  
 資料：図に示す情報の出典は、表 2-43 と同様です。

図 2-41 指定・登録文化財の分布状況

## (2) 埋蔵文化財の状況

調査区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 2-44及び図 2-42に示すとおりです。

調査区域においては、埋蔵文化財包蔵地が 85 箇所存在しており、計画区域内には、S04、S05、S07、S08、A18 の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 2-44(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳
	S14	中央 39 付近	塚	駐車場・雑木林	台地上	(不明)
	S15	東野 139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文(中・後期)
	S16	二ツ橋町 462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(前・中期)
	S17	相沢二丁目 24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(中期)・古墳
	S18	中央 13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳
旭区	A01	若葉台四丁目 35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生(後期)
	A02	若葉台三丁目 3 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳
	A03	若葉台二丁目 18 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)
	A04	若葉台二丁目 17 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生・古墳
	A05	若葉台二丁目 8 付近	散布地	公園	台地上	縄文(早・前・中・後期)・弥生
	A06	若葉台一丁目 13 付近	散布地	学校	台地上	縄文(前?・中期)
	A07	若葉台一丁目 6 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)
	A08	若葉台二丁目 29 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・中・後期)
	A09	上川井町 2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)
	A10	上川井町 2195 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)
	A11	上川井町 2164 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	古墳
	A12	上川井町 729 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生
	A13	上川井町 2908 付近	散布地	畑地・宅地・学校	台地上・斜面	縄文(早・前期)
	A14	上川井町 2872 付近	包含地	変電所	台地斜面	縄文(早・前・後期)
	A15	上川井町 2988 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(後期)・弥生・古墳
	A16	上川井町 3066 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生

表 2-44(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
旭区	A17	上川井町 2106-3 付近	散布地	—	台地上	縄文(早・前・中期)
	A18	上川井町 1895 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)
	A19	上川井町 919・991・1039・1735・1779 付近	散布地・猟場	果樹園・畑地・宅地・道路	台地上・斜面	縄文(前・中期)
	A20	上川井町 1110 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早期)
	A21	上川井町 1623 付近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早期)
	A22	上川井町 1216 付近	散布地	畑地・幼稚園	台地上	弥生(後期)
	A23	上川井町 1322・1378・1403 付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林・ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)
	A24	上川井町 136 付近	散布地	畑地	台地上	(不明)
	A25	上川井町 1614 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)
	A26	上川本町 143・上川井町 1304・下川井町 1531 付近	散布地	荒地・畑地・宅地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生(中期)
	A27	下川井町 1576 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳
	A28	矢指町 1697・1716・1729 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳
	A29	矢指町 1825・1840 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳
	A30	矢指町 1197 付近	集落跡	病院	台地上・斜面	先土器・縄文(早・前・中期)
	A31	金が谷 657 付近	集落跡	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(早期)
緑区	M01	長津田町 5708 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・後・晩期)・古墳
	M02	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳・歴史
	M03	長津田町 4870・4911・4966 付近	散布地	畑地・果樹園・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳
	M04	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上	縄文(早・前・中期)
	M05	長津田町 5212 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳
	M06	長津田町 5161 付近	墓地	雑木林	谷	中世
	M07	長津田町 5121 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(後期)・弥生(後期)
	M08	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早期)
	M09	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文・古墳・歴史
	M10	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳
	M11	三保町 115 付近	集落跡	学校	台地上・斜面	縄文(中・後期)
大和市	Y01	下鶴間 727 付近	城館跡	—	—	中世
	Y02	下鶴間 798 付近	散布地	—	—	平安
	Y03	下鶴間 2172 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y04	下鶴間 2180 付近	散布地	—	—	平安
	Y05	下鶴間 2152 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y06	つきみ野二・四丁目付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安・近世
	Y07	下鶴間 2083 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y08	下鶴間 1907 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y09	下鶴間 2904 付近	散布地	—	—	平安
	Y10	下鶴間 2880 付近	散布地	—	—	旧石器・平安
	Y11	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y12	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安

表 2-44(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
大和市	Y13	深見 37 付近	集落跡・塚	—	—	旧石器・縄文・平安・中世
	Y14	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y15	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安
	Y16	深見東三丁目 2 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y17	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安
	Y18	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文
	Y19	深見東一丁目 2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安
	Y20	深見 2275 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安
	Y21	深見台三丁目 3 付近	集落跡	—	—	奈良・平安
町田市	MC01	鶴間	包蔵地	—	—	中世
	MC02	鶴間	包蔵地	—	—	縄文（中期～後期）・奈良・平安
	MC03	鶴間三丁目	包蔵地	—	—	古墳・奈良・平安
	MC04	鶴間三丁目	その他（塚）	—	—	中世

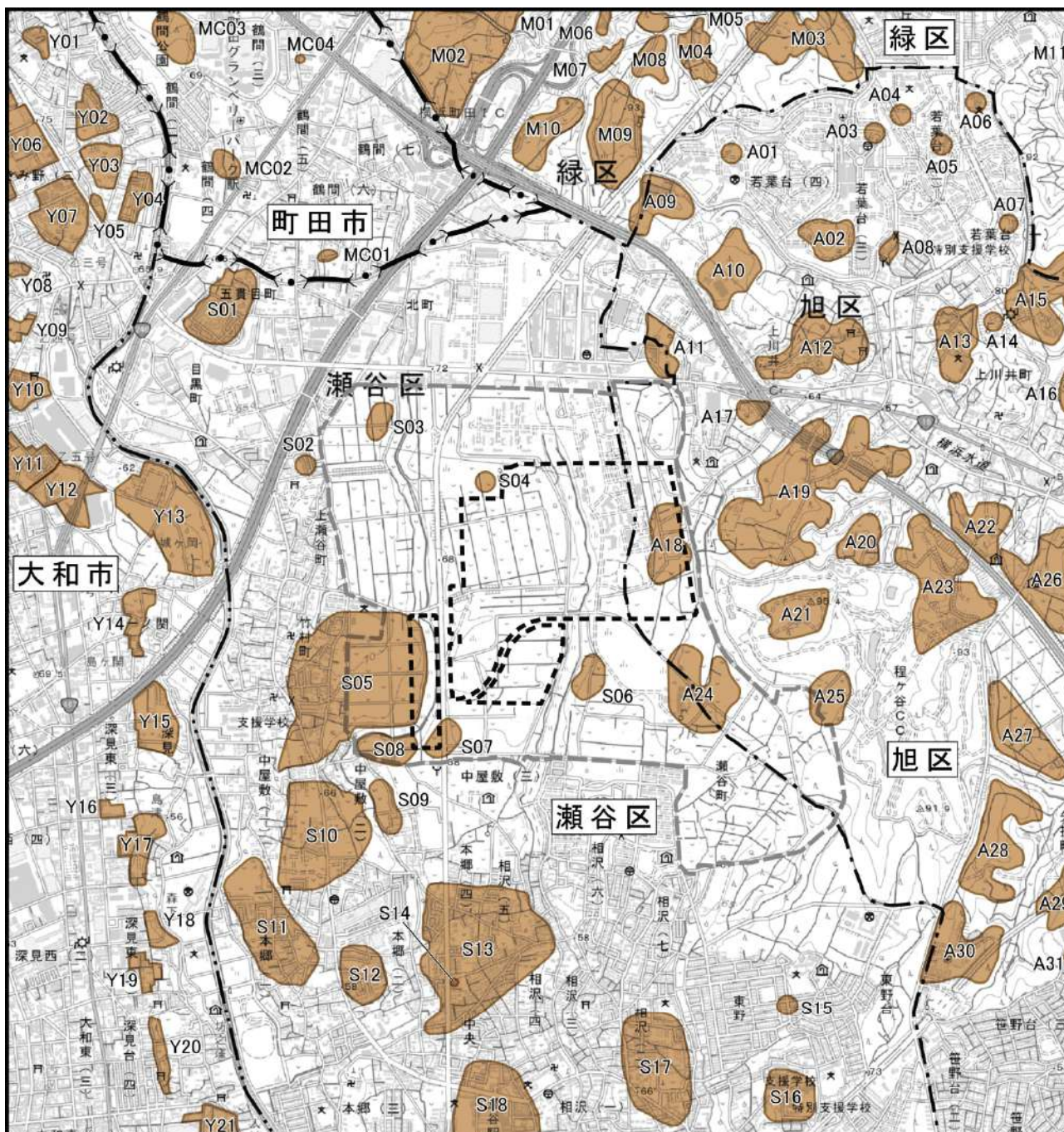
注 1：「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注 2：表中の地点番号は、図 2-42 に対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）



凡例

- ⋯⋯ 計画区域      ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- ◀●▶ 都県界    - - - 市界    - - - 区界
- 埋蔵文化財包蔵地



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

注1：図中の地点番号は表 2-44 に対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

図 2-42 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

## 2.2.11 公害等の状況

### (1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 2-45 に示すとおりです。

令和 6 年度の横浜市における公害苦情総数は 1,572 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 585 件、大気汚染の 413 件、悪臭の 313 件となっています。計画区域が位置する瀬谷区における公害苦情総数は 64 件、旭区では 86 件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにみると、瀬谷区では騒音 26 件、旭区では騒音 28 件、緑区では大気汚染 51 件、大和市では令和 5 年度に騒音 43 件、町田市では令和 5 年度に騒音 64 件となっています。

表 2-45 公害苦情の発生件数（令和 5、6 年度）

単位：件

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,572	413	42	-	585	197	-	313	22
瀬谷区	64	17	2	-	26	9	-	9	1
旭区	86	25	2	-	28	13	-	17	1
緑区	104	51	2	-	28	13	-	17	1
大和市	79	10	1	-	43	13	-	12	-
町田市	170	45 <sup>注3</sup>	32	0	64	9	18	0	2

注 1：「」は、計画区域のある行政区分

注 2：「-」は調査項目がないことを示しています。

注 3：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

注 4：横浜市は令和 6 年度、大和市及び町田市は令和 5 年度の値

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

「統計概要 令和 6 年度」（大和市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

## (2) 大気汚染の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 2-2 (p. 2-3 参照) に、環境基準の適合条件は表 2-46に、各測定局の最新5年分(令和元年度～令和5年度)の測定結果は、表 2-47に示すとおりです。

計画区域に最も近い一般環境大気測定局は、計画区域の西側約 1.2km に位置する大和市役所測定局であり、次いで計画区域の南側約 2.5km に位置する瀬谷区南瀬谷(旧瀬谷区南瀬谷小学校)測定局です。計画区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、計画区域の南西側約 2.2km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで計画区域の東側約 3.3km に位置する旭区都岡町(旧都岡小学校)測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は6測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は6測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡町測定局を除く5測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「横浜市大気汚染調査報告書 第64報(令和5年度)」(横浜市みどり環境局 令和6年)によると、平成2年度から34年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷測定局と緑区三保町測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

表 2-46 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が0.04ppmを超えず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1時間値が0.1ppmを超えないこと。日平均値が0.04ppmを超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えず、かつ、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。 日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が10ppmを超えず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8時間平均値が20ppmを超えないこと。 日平均値が10ppmを超えないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	98%値評価 <sup>注1</sup>	日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること <sup>注2注3</sup> 。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	短期的評価	1年間で昼間(5時~20時)のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1：二酸化窒素の評価は、年間の日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(年間98%値)が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下になるかを比較して行います。

注2：横浜市では環境基準のゾーン下限値(0.04ppm)を環境目標値としています。

注3：「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあたっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企262号 昭和53年7月)より抜粋)

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧)  
「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 令和元年3月)

表 2-47(1) 大気質測定結果（二酸化硫黄）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上連 続したことの有無	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 (旧瀬谷区 南瀬谷小学校)	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和3	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和4	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和5	0.002	0.002	無	0	0	○
緑区三保町 (旧緑区三保小学校)	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和5	0.001	0.002	無	0	0	○
大和市役所	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和5	0.001	0.002	無	0	0	○
町田市金森	令和元	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和2	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和5	0.001	0.002	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

資料：「令和元年度～令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度～令和5年度 横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和2年度～令和5年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「大気常時監視測定局の配置図」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-47(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の適 合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 (旧瀬谷区南 瀬谷小学校)	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和2	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和3	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和4	0.017	0.034	無	0	0	○
	令和5	0.016	0.036	無	0	0	○
緑区三保町 (旧緑区三保 小学校)	令和元	0.017	0.041	無	0	0	○
	令和2	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和3	0.015	0.035	無	0	0	○
	令和4	0.016	0.031	無	0	0	○
大和市役所	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○
	令和2	0.010	0.028	無	0	0	○
	令和3	0.010	0.024	無	0	0	○
	令和4	0.010	0.024	無	0	0	○
	令和5	0.010	0.023	無	0	0	○
町田市金森	令和元	0.014	0.043	無	0	0	○
	令和2	0.013	0.040	無	0	0	○
	令和3	0.011	0.027	無	0	0	○
	令和4	0.011	0.025	無	0	0	○
	令和5	0.012	0.027	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の適 合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡町 (旧旭区都岡 小学校)	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和2	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和3	0.014	0.031	無	0	0	○
	令和4	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和5	0.014	0.031	無	0	0	○
大和市深見台 交差点	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○
	令和2	0.012	0.034	無	0	0	○
	令和3	0.011	0.023	無	0	0	○
	令和4	0.011	0.025	無	0	0	○
	令和5	0.012	0.025	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「令和元年度～令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度～令和5年度 横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和2年度～令和5年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「大気常時監視測定局の配置図」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-47(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppm を超えた回数 (回)	日平均値が 10ppmを超え た日が2日以 上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超え た日数(日)	環境基準の適 合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡町 (旧旭区都岡 小学校)	令和元	0.5	0.9	無	0	0	○
	令和2	0.5	0.9	無	0	0	○
	令和3	0.4	0.8	無	0	0	○
	令和4	0.5	0.8	無	0	0	○
	令和5	0.4	0.7	無	0	0	○
大和市深見台 交差点	令和元	0.2	0.5	無	0	0	○
	令和2	0.1	0.5	無	0	0	○
	令和3	0.2	0.5	無	0	0	○
	令和4	0.3	0.5	無	0	0	○
	令和5	0.3	0.5	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「令和元年度～令和5年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度～令和5年度 横浜市大气汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「大气常時監視測定局の配置図」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-47(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数 (日)	98%値評価による日 平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適 合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 (旧瀬谷区 南瀬谷小学校)	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和2	0.012	0.030	0	0	○
	令和3	0.012	0.028	0	0	○
	令和4	0.011	0.027	0	0	○
	令和5	0.010	0.026	0	0	○
緑区三保町 (旧緑区三保小学校)	令和元	0.012	0.027	0	0	○
	令和2	0.011	0.027	0	0	○
	令和3	0.010	0.025	0	0	○
	令和4	0.010	0.025	0	0	○
	令和5	0.009	0.024	0	0	○
大和市役所	令和元	0.014	0.028	0	0	○
	令和2	0.014	0.030	0	0	○
	令和3	0.013	0.027	0	0	○
	令和4	0.012	0.027	0	0	○
	令和5	0.011	0.026	0	0	○
町田市金森	令和元	0.010	0.024	-	-	○
	令和2	0.010	0.025	0	0	○
	令和3	0.010	0.022	0	0	○
	令和4	0.010	0.023	0	0	○
	令和5	0.009	0.023	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数 (日)	98%値評価による日 平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適 合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡町 (旧旭区都岡小学校)	令和元	0.017	0.031	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○
	令和3	0.017	0.032	0	0	○
	令和4	0.018	0.032	0	0	○
	令和5	0.016	0.030	0	0	○
大和市深見台交差点	令和元	0.017	0.034	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○
	令和3	0.016	0.033	0	0	○
	令和4	0.015	0.032	0	0	○
	令和5	0.013	0.030	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「令和元年度～令和5年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度～令和5年度 横浜市大气汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度 大气汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和2年度～令和5年度 大气汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「大气常時監視測定局の配置図」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-47(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不 適合 (年平均値評価・ 98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 (旧瀬谷区 南瀬谷小学校)	令和元	10.9	23.3	1	○
	令和2	10.4	24.4	1	○
	令和3	9.8	22.0	0	○
	令和4	10.0	19.4	0	○
	令和5	9.5	21.5	0	○
緑区三保町 (旧緑区三保小学校)	令和元	7.8	19.3	0	○
	令和2	7.6	20.0	0	○
	令和3	5.7	15.5	0	○
	令和4	5.9	14.0	0	○
	令和5	5.5	14.0	0	○
大和市役所	令和元	8.8	21.5	0	○
	令和2	7.6	20.4	0	○
	令和3	7.5	18.4	0	○
	令和4	8.1	17.6	0	○
	令和5	7.7	18.3	0	○
町田市金森	令和元	9.0	21.3	-	○
	令和2	8.3	21.7	0	○
	令和3	7.4	18.2	0	○
	令和4	7.9	18.3	0	○
	令和5	7.7	17.7	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不 適合 (年平均値評価・ 98%値評価)
大和市深見台交差点	令和元	10.6	23.9	0	○
	令和2	9.4	23.3	0	○
	令和3	8.3	20.2	0	○
	令和4	8.6	18.8	0	○
	令和5	8.4	19.2	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ 98%値評価に適合

※98%値評価：難関の有効な日平均値の 98%値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料：「令和元年度～令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度～令和5年度 横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和2年度～令和5年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「大気常時監視測定局の配置図」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-47(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを 超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数	環境基準の 適合・不適合 (年平均値評価・ 98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 (旧瀬谷区 南瀬谷小学校)	令和元	0.031	57	273	×
	令和2	0.031	55	228	×
	令和3	0.032	53	210	×
	令和4	0.031	49	217	×
	令和5	0.033	53	237	×
緑区三保町 (旧緑区三保小学校)	令和元	0.030	63	322	×
	令和2	0.031	67	302	×
	令和3	0.032	67	285	×
	令和4	0.031	64	287	×
	令和5	0.033	73	338	×
大和市役所	令和元	0.031	52	282	×
	令和2	0.031	58	227	×
	令和3	0.031	45	188	×
	令和4	0.030	43	180	×
	令和5	0.032	55	259	×
町田市金森	令和元	0.036	-	-	×
	令和2	0.035	90	502	×
	令和3	0.037	95	500	×
	令和4	0.035	89	439	×
	令和5	0.036	87	454	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「令和元年度～令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年度～令和5年度 横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和元年 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「令和2年度～令和5年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和8年1月閲覧）

「大気常時監視測定局の配置図」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-47(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 (旧瀬谷区 南瀬谷小学校)	令和元	-	-
	令和2	-	-
	令和3	0.016	○
	令和4	-	-
	令和5	-	-
緑区三保町 (旧緑区三保小学校)	令和元	-	-
	令和2	0.016	○
	令和3	-	-
	令和4	-	-
	令和5	0.0076	○

注1：ダイオキシン類の測定は平成19年度から3年毎の測定。

注2：環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「令和元年度～令和5年度 横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「大気常時監視測定局の配置図」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

### (3) 水質汚濁の状況

#### ① 河川の水質

調査区域における公共用水域及び中小河川水質測定結果は表 2-48、測定地点は図 2-9 (p.2-13 参照) 及び図 2-10 (p.2-16 参照) に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間一号橋(境川、測定地点：2)及び鶴間橋(大和市)(境川、測定地点：3)があり、令和2年度～令和6年度の水質は環境基準に適合していました。

帷子川(水道橋)の大腸菌群数は、令和3年度、令和5年度及び令和6年度において環境基準を超過しました。その他の地点及び項目は環境基準に適合しています。

表 2-48 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名	年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数 (大腸菌数)	
						mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL (CFU/100mL)	
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	本測定地点の水質調査は平成30年度調査をもって終了しています。					
					R2	7.9	12	1.0	3	-
	境川	D	2	鶴間一号橋	R3	8.0	12	0.7	2	-
					R4	8.1	12	1.3	2	(1100)
					R5	7.9	11	0.9	2	(410)
					R6	8.3	12	0.9	1	(450)
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	R2	7.8	9.7	1.5	3	5.4×10 <sup>3</sup>
					R3	-	-	-	-	-
					R4	-	-	-	-	-
					R5	-	-	-	-	-
	境川	D	4	新道大橋	R6	-	-	-	-	-
					R2	7.6	8.6	2.5	3	1.8×10 <sup>3</sup>
					R3	-	-	-	-	-
					R4	-	-	-	-	-
	帷子川	帷子川	B	5	水道橋	R5	-	-	-	-
						R2	8.1	9.5	1.1	5
R3						8.1	9.8	0.9	3	9.5×10 <sup>3</sup>
R4						8.1	9.3	1.2	3	(980)
R5						8.1	9.1	1.1	4	(2700)
R6						8.1	9.1	0.9	3	(1100)

注1：「-」は測定を行っていないことを示します。

注2：環境基準値(B類型)

水素イオン濃度指数 : 6.5以上8.5以下

溶存酸素量 : 5mg/L以上

生物化学的酸素要求量 : 3mg/L以下

浮遊物質量 : 25mg/L以下

大腸菌群数(大腸菌数) : 5,000MPN/100mL以下(1,000CFU/100mL以下)

注3：環境基準値(D類型)

水素イオン濃度指数 : 6.0以上8.5以下

溶存酸素量 : 2mg/L以上

生物化学的酸素要求量 : 8mg/L以下

浮遊物質量 : 100mg/L以下

大腸菌群数(大腸菌数) : D類型の河川では、大腸菌群数(大腸菌数)の環境基準値は設定されていません。

注4：生物化学的酸素要求量のうち地点3、4、5はBOD75%水質値、その他の地点は年平均値です。その他の項目は平均値です。

注5：(注5の表)は、環境基準値を超過

注6：鶴間一号橋の調査結果について、令和2年～令和3年度までの大腸菌群数の情報は公表されていません。

注7：大腸菌群数は環境基準の見直しが行われ、令和4年4月1日より生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されています。なお、表中の数値は、「2 鶴間一号橋(境川)」と「5 水道橋(帷子川)」の令和4～6年度は大腸菌数、その他の年度及び地点は大腸菌群数の測定結果を示し、大腸菌数はカッコ内表記としています。

注8：表中の番号は、図2-9及び図2-10に対応しています。

資料：「2020年度～2024年度環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和8年1月閲覧)

「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧)

## ② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表 2-49、測定地点は図 2-10 (p. 2-16 参照) に示すとおりです。令和 2 年度から令和 6 年度において、旭区下川井町では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、瀬谷区相沢三丁目ではテトラクロロエチレンが環境基準に不適合でした。

表 2-49 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R2	0.021	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R2	26	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R3	0.018	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R3	29	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R4	25	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R5	0.028	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R5	26	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R6	0.016	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R6	28	10 以下

注 1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 2-10 (p. 2-16 参照) では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

### ・概況調査

#### 【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 地点を 6 地点ずつ調査し、3 年で全区の測定を実施）。

環境基準項目 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計 32 項目を測定。令和 5 年度及び令和 6 年度は要監視項目として PFOS 及び PFOA の測定を実施。

#### 【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2 km 又は 4 km メッシュに区切り、メッシュ区分内の井戸を原則 1 地点ずつ選定し、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 32 項目を測定。

#### ・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」により環境基準を超える汚染が新たに判明した場合又は継続監視調査で高濃度の汚染が認められた場合に、その汚染範囲を確認するために行う水質調査。

#### ・継続監視調査

過去に確認された汚染について、継年的な変化を監視するため継続的に行う水質調査。

#### ・汚染井戸監視調査

過去に行った市の独自調査により汚染が確認された測定地点等において、継続的な監視のために行う水質調査。

#### ・汚染井戸追跡調査

過去に行った市の独自調査や事業者からの報告により汚染が確認された測定地点において、汚染源の指導のために実施する調査、汚染源究明調査中の井戸において実施する調査及び新たに汚染が判明した井戸の追跡調査。

資料：「令和 2 年度～令和 6 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧)

#### (4) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 2-50 及び図 2-43 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日、その他環境省令で定める事項を都道府県知事等に届け出る必要があります。また、条例形質変更時要届出区域とは、条例に基づく調査の結果土壌汚染が認められた土地で、土壌汚染の人への摂取経路がなく健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が義務付けられていない区域のことをいいます。

表 2-50 調査区域内の形質変更時要届出区域及び条例形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-197	瀬谷町 5645 番、5646 番、5654 番、6126 番、7178 番、7449 番 1、7449 番 2、7449 番 5、7611 番、7613 番 2、7614 番、7624 番、7625 番、7627 番、7628 番、7648 番、7649 番 1、7656 番 1、7657 番、7658 番、7659 番、7661 番、7662 番、7663 番、7665 番 2、7666 番及び無番地の各一部並びに 旭区上川井町 3350 番、3352 番、3353 番、3437 番 1、3447 番、3488 番、3498 番、3509 番 1 及び 3509 番 2 の各一部	6,756.89	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物	不明	令和 3 年 9 月 24 日  令和 5 年 6 月 23 日  令和 6 年 9 月 25 日  令和 7 年 3 月 14 日
条例形質変更時要届出区域	条指-64	瀬谷区目黒町 16 番 6 及び 16 番 10 の各一部	144.33	テトラクロロエチレン ふっ素及びその化合物	不適合 適合	令和 5 年 11 月 24 日

資料：「汚染された区域に指定された土地の台帳」（横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

また、計画区域を含む上瀬谷地区は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

なお、土地区画整理事業実施前の令和元年度及び令和 3 年度～4 年度に上瀬谷地区において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています。

特定有害物質については、返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 2-51 及び図 2-43 に示すとおりです。

表 2-51 国有地及び民有地における土壤汚染の状況

物質	項目	指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		22	0.069	0.01	(ア)深度方向0～0.5mのみ20調査区画 (イ)深度方向0～0.5m及び8m、9mにて1調査区画 (ウ)深度方向0.5～1mのみ1調査区画 ((ア)(イ)(ウ)の合計22調査区画)
鉛及びその化合物 (土壤含有量、mg/kg)		36	1,600	150	(エ)深度方向0～0.5mのみ29調査区画 (オ)深度方向0～0.5m及び旧地盤(GL-0.85～GL-1.35m)にて1調査区画 (カ)深度方向0～0.5m及び1mにて1調査区画 (キ)深度方向0～0.5m及び0.5～1mにて1調査区画 (ク)旧地盤(GL-2.0～GL-2.5m)のみ2調査区画 (ケ)旧地盤(GL-2.0～GL-2.5m)及び深度方向2mにて1調査区画 (コ)旧地盤(GL-2.0～GL-2.5m)及び深度方向1m、2mにて1調査区画 ((エ)から(コ)の合計36調査区画)
ひ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		1	0.017	0.01	深度方向0～0.5mにて1調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		10	1.4	0.8	(サ)深度方向0～0.5mにて1調査区画 (シ)深度方向0.5～1mにて9調査区画 ((サ)(シ)の合計10調査区画)

注1：鉛については、土壤溶出量、土壤含有量のいずれも基準不適合になった区画が3箇所あったため、指定基準調査区画数の合計が66調査区画になりません。

注2：第二溶出量基準値（いずれも土壤溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L以下））を超える値は検出されていません。

注3：上記、土壤溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成15年3月6日環境省告示第17号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

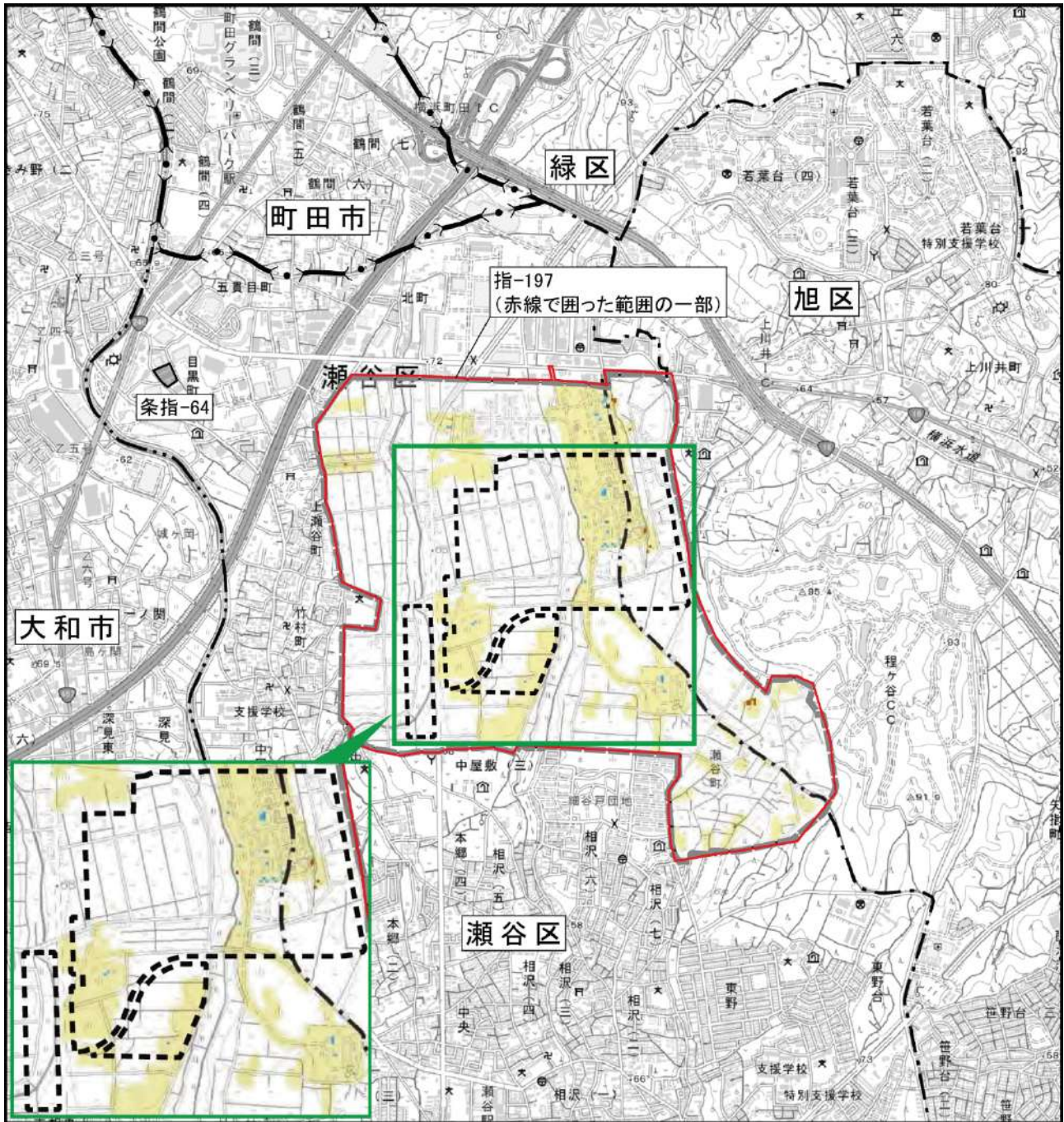
注4：(ウ)の1区画及び(シ)の8区画については、汚染土壤を掘削除去する措置が完了したため、形質変更時要届出区域の区域指定が解除されています。

【地下水採取方法】

機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置  
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定  
地下水採取は、掘削底面と地下水位の中間水位にて採取

土地区画整理事業実施区域内（図 2-43 に示す国有地内における土壤調査範囲を除く）の民有地、公有地における調査においては、3,532 地点の土壤採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。基準値超過区画に関しては、深度方向の土壤汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）1 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）1 区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。

なお、鉛及びその化合物（土壤含有量）の指定基準値超過が確認された2区画については、令和2年度末で除去が実施されています。また、計画区域内の土壤汚染区画については、土地区画整理事業により掘削除去が行われており、本事業の供用時には除去が完了する予定です。



凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界



- 国有地内における土壌調査範囲
- 形質変更時要届出区域
- 条例形質変更時要届出区域
- 鉛（溶出量）基準点超過地点
- 鉛（含有量）基準点超過地点
- 鉛（溶出量及び含有量）基準点超過地点
- ひ素（溶出量）基準点調査地点
- ふっ素（溶出量）基準点超過地点

資料：「旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書」（横浜市 令和7年9月）、「汚染された区域に指定された土地の台帳」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-43 調査区域内の形質変更時要届出区域及び土壌汚染調査区画及び基準超過区画の位置

(5) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は図 2-44 に、測定結果は表 2-52 に示すとおりです。

道路交通騒音の等価騒音レベルは、一般国道 467 号（地点番号：3）、県道目黒町町田線（地点番号：7）の夜間と、一般国道 246 号（地点番号：4、9）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号：10）、一般国道 16 号（地点番号：11）、県道丸子中山茅ヶ崎線（地点番号：12）の昼間及び夜間が環境基準に不適合でした。

表 2-52 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位：デシベル				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	東名高速道路	大和市深見西五丁目3付近	市街化調整地域	B	○	67	70	65	65	R2
2	東名高速道路	大和市深見720-1付近	市街化調整地域	B	○	59	70	56	65	R2
3	一般国道467号	大和市深見台4-1-1付近	準住居地域	B	○	68	70	67	65	R1
4	一般国道246号	大和市下鶴間2572地先	市街化調整区域	B	○	76	70	75	65	R5
5	一般国道246号	大和市下鶴間二丁目12地先	準工業地域	C	○	68	70	64	65	R4
6	一般国道246号	大和市深見西八丁目10地先	準工業地域	C	○	68	70	65	65	R4
7	県道目黒町町田線	大和市つきみ野二丁目9-6地先	第二種住居地域	B	○	68	70	66	65	R5
8	東名高速道路	町田市鶴間七丁目22	準工業地域	C	○	59	70	57	65	R3
9	一般国道246号	町田市鶴間五丁目15	準住居地域	B	○	74	70	73	65	R2
10	一般国道16号(保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	市街化調整区域	B	○	79	70	79	65	R1
11	一般国道16号	町田市鶴間七丁目32	準工業地域	C	○	71	70	70	65	R3
12	県道丸子中山茅ヶ崎線	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	73	70	71	65	R1

注1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する空間は、特例として、通常とは異なる基準が設定されていることを示します。

注2：    は、環境基準に不適合。

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下

注3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

注5：等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目してエネルギーを時間で平均した値を算出したものです。

注6：地点番号は図 2-44 に示す番号と対応しています。

資料：「令和元年度～令和6年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「快適な生活環境のために 一令和2年度～令和6年度版やまとの公害一」

（大和市ホームページ令和8年1月閲覧）

「2020年度～2024年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和8年1月閲覧）

## ② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は図 2-44 に、測定結果は表 2-53 に示すとおりです。

一般環境騒音の等価騒音レベルは、大和市深見台四丁目 4-7（地点番号：A）で、環境基準に適合していました。

表 2-53 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位：デシベル				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	大和市深見台四丁目 4-7	第一種低層住居専用地域	A	47	55	42	45	R1

注 1：環境基準は、以下のとおりです。

地域の類型 A・B：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注 2：地域の類型及び時間帯は、表 2-52、注 3 及び注 4 参照。

注 3：等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目してエネルギーを時間で平均した値を算出したものです。

注 4：地点番号は図 2-44 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー令和 2 年度～令和 6 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

## ③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。

## (6) 振動の状況

### ① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は図 2-44 に、測定結果は表 2-54 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、全ての地点で要請限度を下回っていました。

表 2-54 道路交通振動測定結果

地点 番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の 区分	道路交通振動レベル 単位：デシベル				測定 年度
					昼間		夜間		
					要請 限度	要請 限度	要請 限度	要請 限度	
1	東名高速道路	大和市深見西 五丁目3付近	市街化調整 地域	第1種区域	53	65	55	60	R2
2	東名高速道路	大和市深見 720-1付近	市街化調整 地域	第1種区域	56	65	55	60	R2
3	一般国道 467 号	大和市深見台 4-1-1付近	準住居地域	第1種区域	47	70	42	65	R1
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 地先	市街化調整 区域	第1種区域	59	65	57	60	R5
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 二丁目12 地先	準工業地域	第2種区域	43	70	40	65	R4
6	一般国道 246 号	大和市深見西 八丁目10 地先	準工業地域	第2種区域	41	70	37	65	R4
7	県道目黒町町田 線	大和市つきみ 野二丁目9-6 地先	第二種住居 地域	第1種区域	44	65	40	60	R5

注1：■は、要請限度値を超過。

注2：要請限度値は、以下のとおりです。

第1種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第2種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注3：区域の区分は、以下のとおりです。

第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時～午前8時

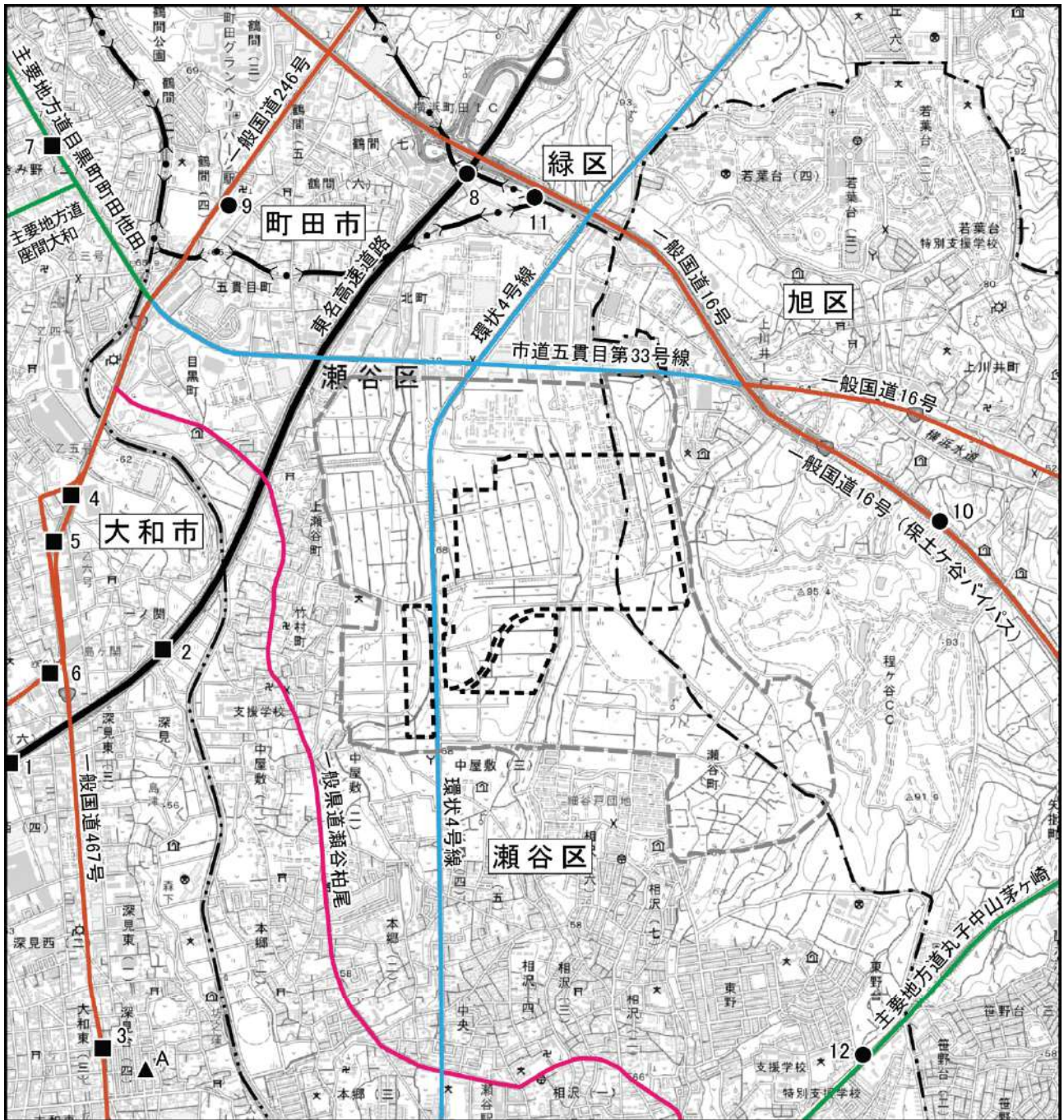
注5：地点番号は図 2-44 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー令和2年度～令和6年度版やまとの公害ー」

(大和市ホームページ 令和8年1月閲覧)

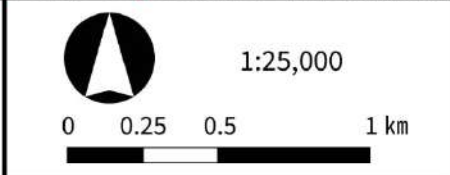
### ② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。



凡例

- ⋯⋯⋯ 計画区域
- ▨ 土地区画整理事業実施区域
- ◁▷ 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通騒音・振動測定地点
- ▲ 一般環境騒音測定地点



注1：地点番号は表 2-52、表 2-53 及び表 2-54 に示す地点番号と対応しています。  
 資料：「令和2年度～令和6年度 横浜市内における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）、「快適な生活環境のために 一令和2年度～令和6年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和8年1月閲覧）、「2020年度～2024年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-44 騒音・振動測定地点図

## (7) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関が公表する悪臭の測定結果はありません。

また、計画区域及びその周辺には著しい悪臭の発生源はみられません。

## (8) 地盤沈下の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 2-55 に、町田市 of 地層別変動量は表 2-56 に示すとおりです。

計画区域が位置する行政区分において、瀬谷区 of 観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満、旭区では、観測した水準点 13 点のうち沈下点数は 13 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 2-57 及び図 2-45 に、観測水準点の位置は図 2-46 に示すとおりです。平成 27 年を基準とした標高の変動状況をみると、概ね -6 ~ 4 mm で推移しています。

表 2-55 地盤沈下状況（横浜市及び町田市）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0
町田市	17	0	0	0	0	0	0

注 1：■ は、計画区域のある行政区分。

注 2：平成 27 年度より精密水準測量による水準点の観測点数を減少させていることから、沈下面積の集計は行っていない為、地盤沈下面積推移等の調査結果については平成 26 年度までのデータが最新となっています。

注 3：横浜市 of 観測基準日は平成 27 年 1 月 1 日、町田市 of 観測基準日は令和 6 年 1 月 1 日です。

注 4：町田市は、令和 6 年時点では測量が行われていません。

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）  
「水準測量成果」（東京都建設局ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

表 2-56 令和 5 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から鉄 管底までの間 の地層の 変動量 (cm/年)	鉄管底から 下の地層の 変動量 (鉄管の 変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表 面の変動 量)
町 田 市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内町 田市フォトサロン北東側）	100	0.00 <sup>注1</sup>	0.00	0.00
	町田第 2		190	-0.03	-0.03	-0.06
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目 （高瀬第 2 公園西側脇）	60	0.00 <sup>注1</sup>	0.00	0.00
	町田南第 2		225	-0.02 <sup>注1</sup>	-0.02	0.00

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和 5 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 6 年 10 月）

表 2-57 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点 番号	所在地	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-	-	-	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897	61.8941	61.8865	61.8922	61.8905
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421	69.4441	69.4394	69.4430	69.4411
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698	60.9723	60.9661	60.9698	60.9696
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921	53.9952	53.9967	53.9913	53.9945	53.9949
A-9	旭区上川井町 320-1	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-	-	-	-	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-	-	-	-	-
BM. 8	町田市鶴間 4-18	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388

注 1：「-」は欠測を示します。

注 2：BM. 8 の値は平成 25 年 1 月 1 日時点の値です。

資料：「水準測量成果等閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

「水準測量成果」（東京都建設局ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

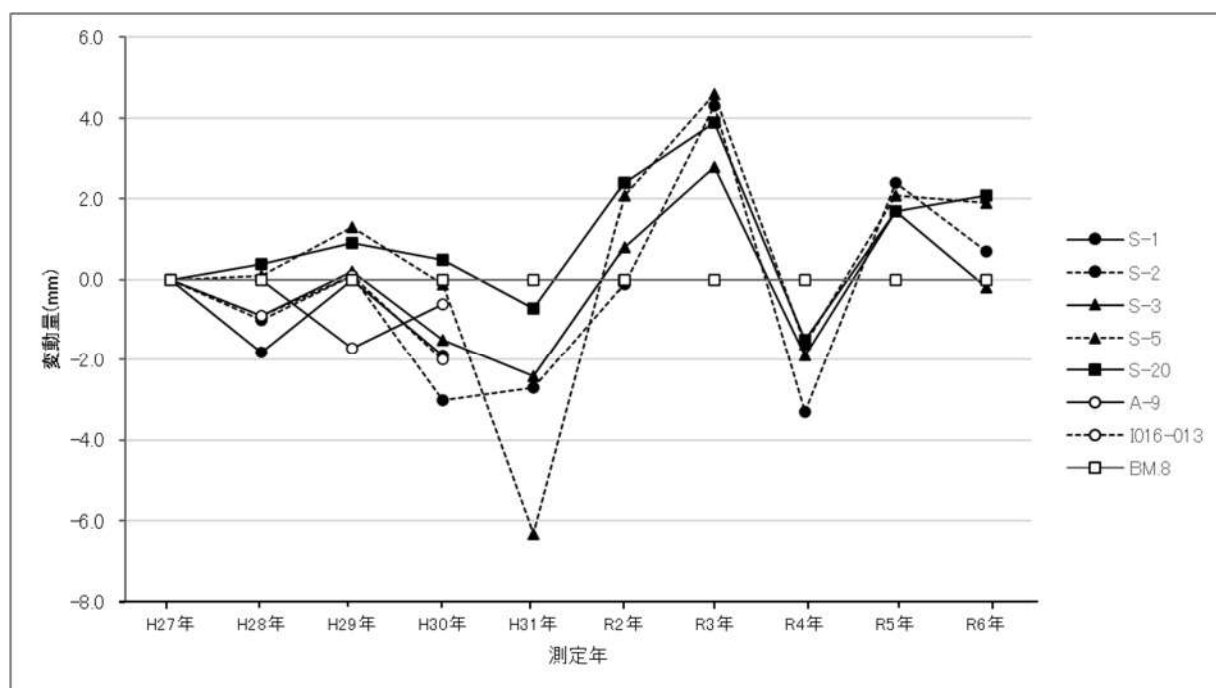
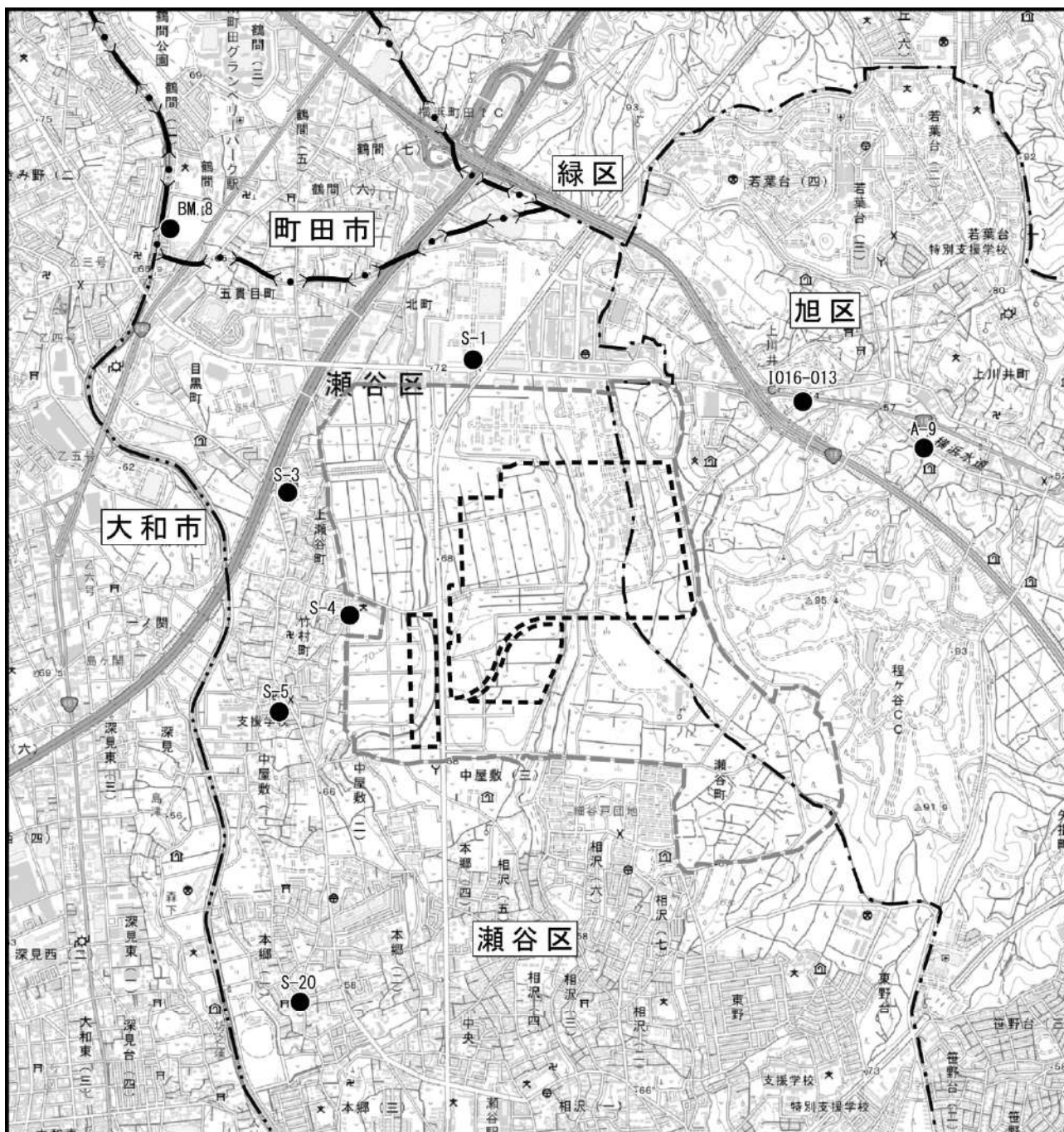






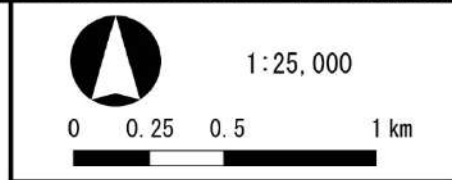


図 2-45 各水準点における平成 27 年を基準とした標高の変動状況



凡例

-  計画区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  観測水準点



注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「水準測量成果」（東京都建設局ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-46 観測水準点位置図

## 2.2.12 災害の状況

### (1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 2-58 に示すとおりです。

計画区域が位置する行政区における令和6年の被害総数は、瀬谷区及び旭区とも人的被害が0人、住家被害が0棟、非住家被害が0棟、田畑被害が0haで、その他の被害として、瀬谷区において1件（河川）、旭区では0件となっています。令和2年から令和6年の被害の状況を見ると、瀬谷区では令和3年の被害数が多く、住宅被害や田畑被害、その他の被害（5箇所）が発生しています。旭区では令和3年及び令和5年の被害数が多く、ブロック塀等を含むその他被害が発生しています。

表 2-58(1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市					瀬谷区					旭区					緑区					
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	0	7	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住家被害	全壊	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部破損	0	4	3	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	
	床上浸水	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		浸水	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	0	1	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
		浸水	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
田畑被害	田の流出・埋没	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の流出・陥没	0	0.0268	0	0	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	文教施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	がけ崩れ	4	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄道不通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電話	回線	0	0	0	0	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	箇所	0	6	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	その他	箇所	2	58	15	34	14	0	4	0	2	0	0	2	0	3	0	0	1	1	5	2

注1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注2：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注3：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

資料：「令和2年～令和6年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-58(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
件数(件)	38	27	23	49	37
建物(件)	23	19	15	29	26
林野(件)	-	-	-	-	-
車両(件)	4	-	4	4	1
その他(件)	11	8	4	16	10
棟数(棟)	24	27	16	31	34
全焼(棟)	0	2	-	1	5
半焼(棟)	2	-	1	-	2
部分焼(棟)	6	7	3	6	11
ぼや(棟)	16	18	12	24	16
焼損面積	152	314	42	91	430
建物(m <sup>2</sup> )	152	314	42	91	430
林野(a)	-	-	-	-	-
世帯(世帯)	15	19	9	16	29
全損(世帯)	-	2	-	1	4
半損(世帯)	-	-	-	2	2
小損(世帯)	15	17	9	13	23
死傷者(人)	7	8	2	4	14
死者(人)	-	3	-	1	1
負傷者(人)	7	5	2	3	13
損害額(千円)	17,148	21,805	11,491	9,745	51,917
建物	9,195	18,992	408	5,973	37,216
収容物	5,682	2,065	1,057	2,978	13,120
林野	-	-	-	-	-
車両	2,260	289	9,823	193	1,565
その他	11	459	203	601	16

資料：「令和6年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-58(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		R1	R2	R3	R4	R5
火災件数 (件)	総数	104	103	112	130	143
	建物	65	59	74	93	75
	車両	2	7	5	11	8
	林野	-	-	-	-	-
	その他	37	37	33	26	60
建物 焼損面積 (㎡)	床面積	919	460	802	1,737	1,187
	表面積	129	103	289	205	87
その他・林野焼損面積 (㎡)		1,102	1,218	-	-	59
損害見積額 (千円)		303,411	49,612	60,850	724,189	434,246,189

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-58(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		R1	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		小山町	相原町
浸水面積 (ha)		0.01	0.01
床下	棟数(棟)	1	0
	世帯数(世帯)	1	0
床上	棟数(棟)	0	1
	世帯数(世帯)	0	1
合計	棟数(棟)	1	1
	世帯数(世帯)	1	1
原因		内水	内水

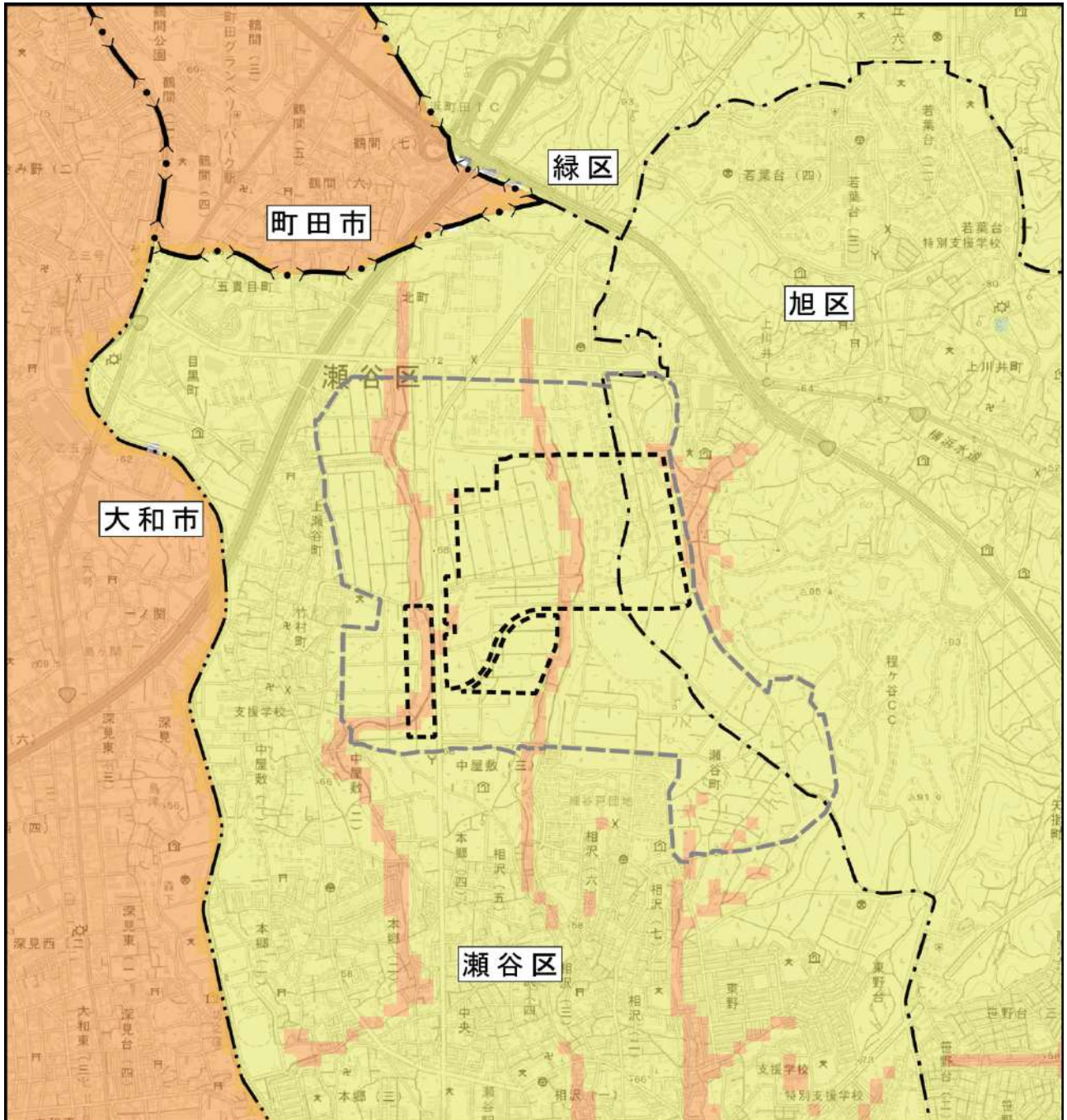
資料：「過去の災害記録～浸水実績図～」（東京都建設局ホームページ 令和8年1月閲覧）

## (2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 2-47に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 5 強～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。



凡 例

   計画区域   
    土地区画整理事業実施区域

都県界   
 市界   
 区界

震度階

- 震度7
- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強
- 震度5弱
- 震度4

資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」  
 （横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）  
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 令和 7 年 3 月）  
 「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



図 2-47(1) 地震マップ（元禄型関東地震）

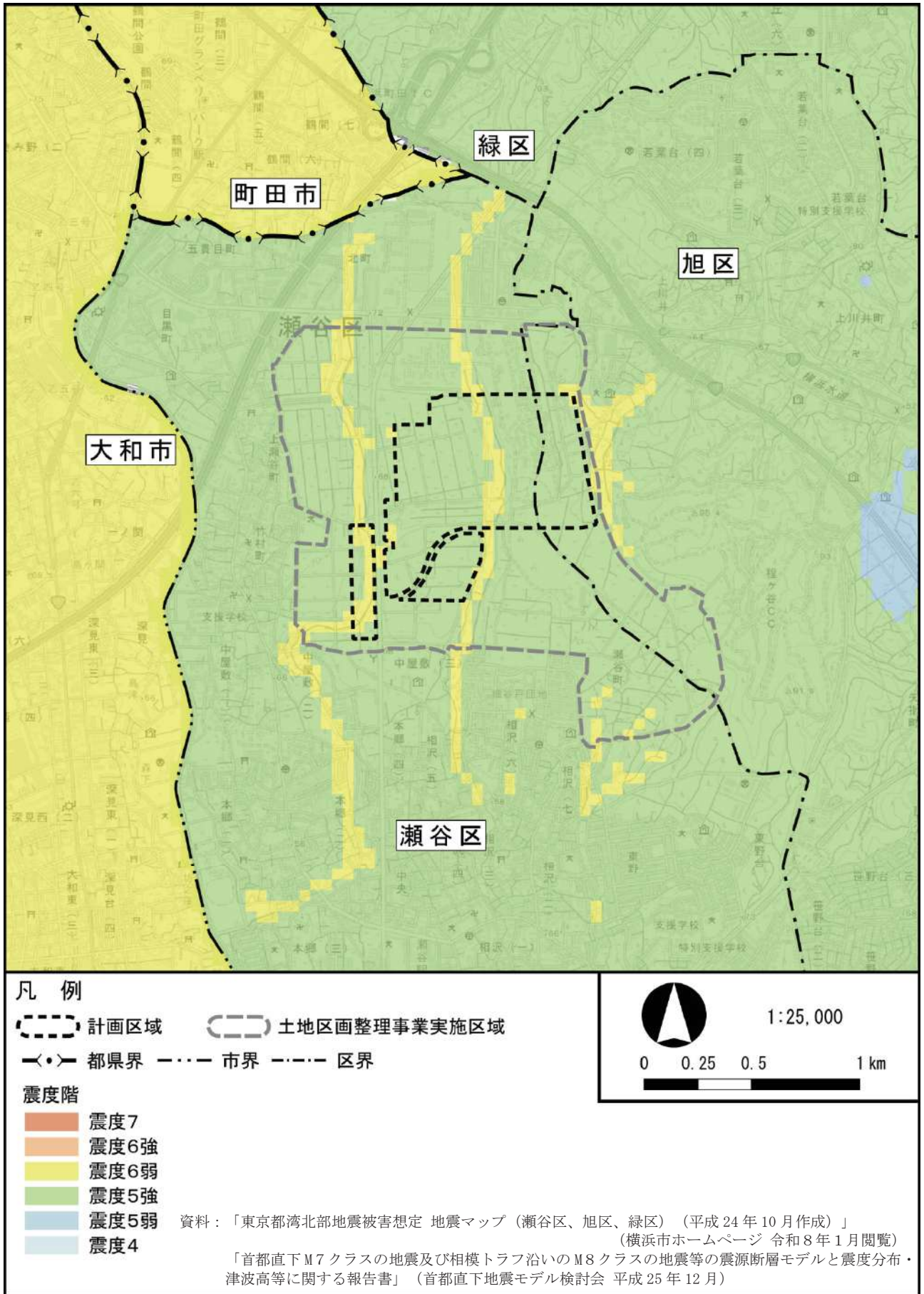
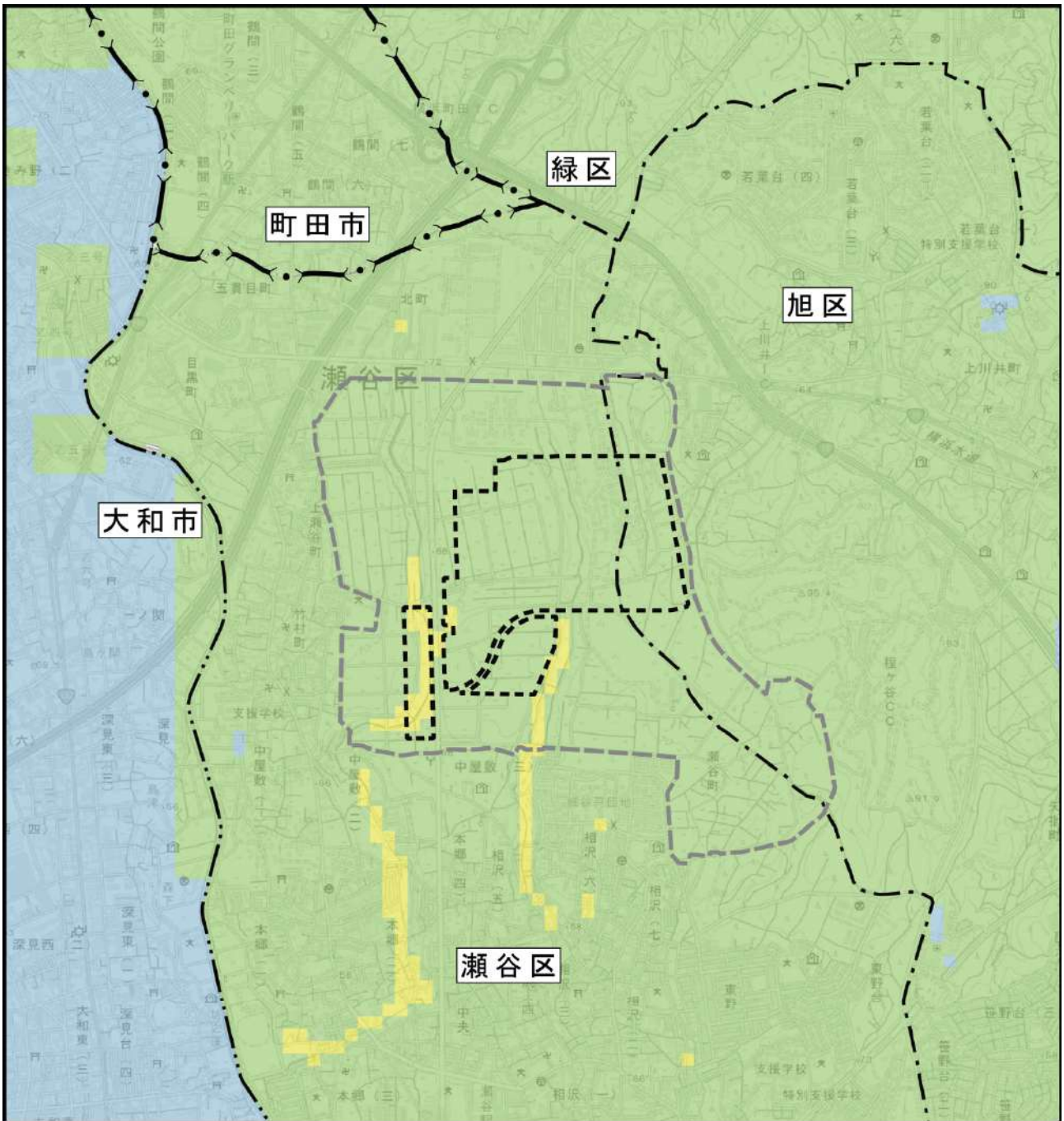


図 2-47(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

震度階

- 震度7
- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強
- 震度5弱
- 震度4

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」  
 （横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）  
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 令和 7 年 3 月）  
 「東京都被害想定マップ」（東京都ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧）

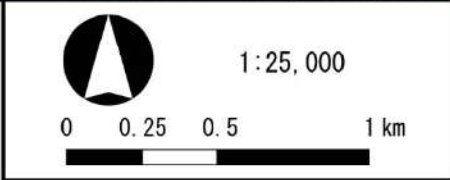


図 2-47(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

### (3) 土砂災害関係法令による指定状況

#### ① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」（明治 30 年 3 月法律第 29 号）に基づく砂防指定地は指定されていません。

#### ② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

#### ③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 2-48 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 57 号）に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が存在していますが、計画区域には同区域の指定されている区域はありません。

#### ④ 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図 2-48 に示すとおりです。

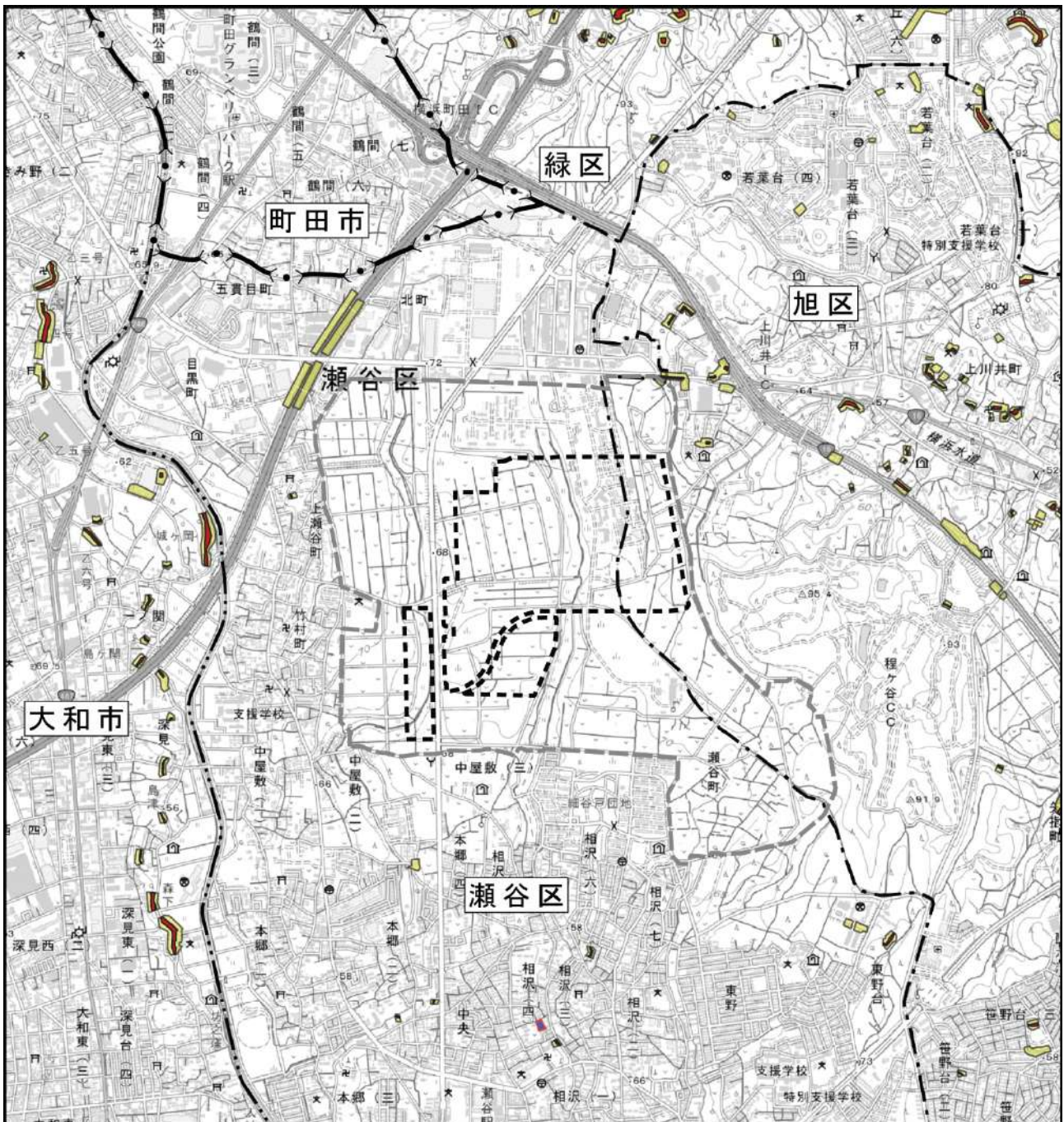
「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 57 号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 57 号）に基づき、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

調査区域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在しています。なお、計画区域の北東部付近は土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に、北西部付近は、土砂災害警戒区域に指定されています。

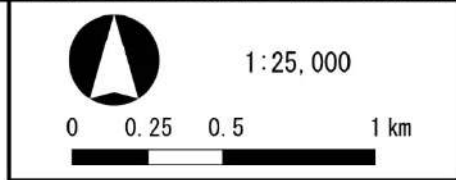
#### ⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」（昭和 26 年 6 月法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

- 計画区域        土地区画整理事業実施区域
- 都県界      市界      区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別災害警戒区域
- 土砂災害警戒区域



資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（神奈川県土砂災害情報ポータル 令和8年1月閲覧）  
「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-48 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

#### (4) 浸水のおそれのある区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 2-49 に、内水による浸水想定区域は図 2-50 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは想定しうる最大規模の降雨を対象としており、境川水系では 24 時間に約 632mm の降雨、帷子川水系では 24 時間に約 390mm の降雨を想定しています（横浜地方気象台では平成 26 年 10 月 5 日に 24 時間で約 307 mm の降雨を観測）。内水ハザードマップは、1 時間で 153 mm の降雨を想定しています。

内水による浸水想定区域は、計画区域の南西側の境川付近において浸水深が 1.0m～2.0m 未満がみられます。また、計画区域内の相沢川及び大門川沿いにおいて浸水深が主に 50cm～2.0 m 以上の地域が散在しています。

土地区画整理事業により切り回され、相沢川、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定（相沢川は一部河川形状となる予定）です。相沢川、大門川の切り回しについては図 2-51 に示すとおりです。

#### (5) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 2-51 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

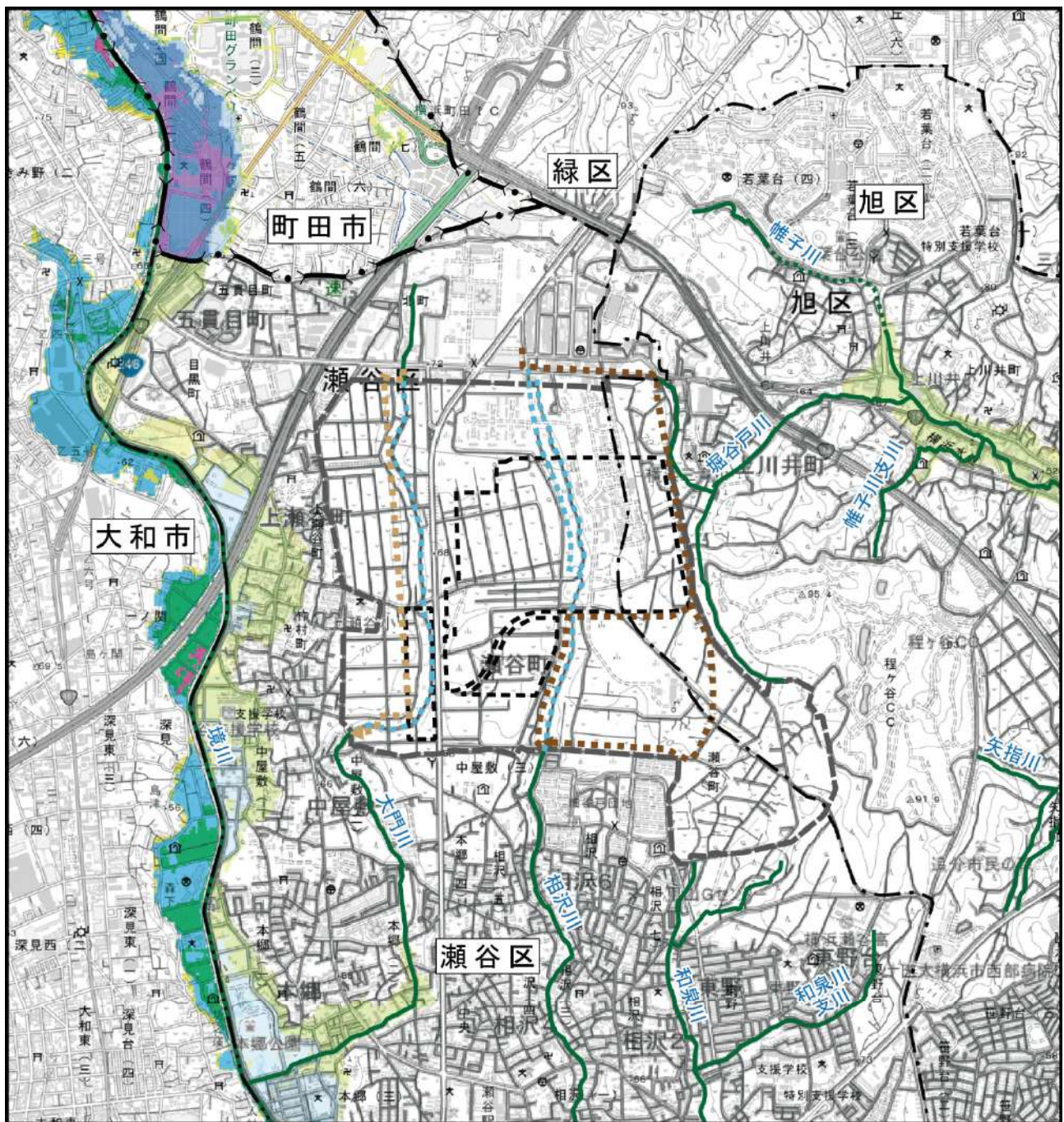
計画区域周辺には主に河川に沿って元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が存在していますが、大部分が「液状化危険度はかなり低い」となっています。

なお、相沢川と大門川は、現況ではコンクリート三面張りとなっていますが、土地区画整理事業により切り回され、相沢川は部分的に暗渠化、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定です。相沢川、大門川の切り回しについては図 2-51 に示すとおりです。

#### (6) 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の下、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。また、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 2-52 に示すとおりで、瀬谷区に 27 箇所、旭区に 19 箇所、緑区に 9 箇所、町田市に 12 箇所存在しています。なお、大和市の災害用協力井戸の箇所及び位置については公表されていません。

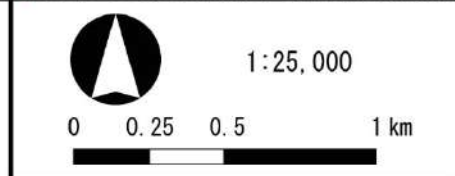


凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

浸水深ランク

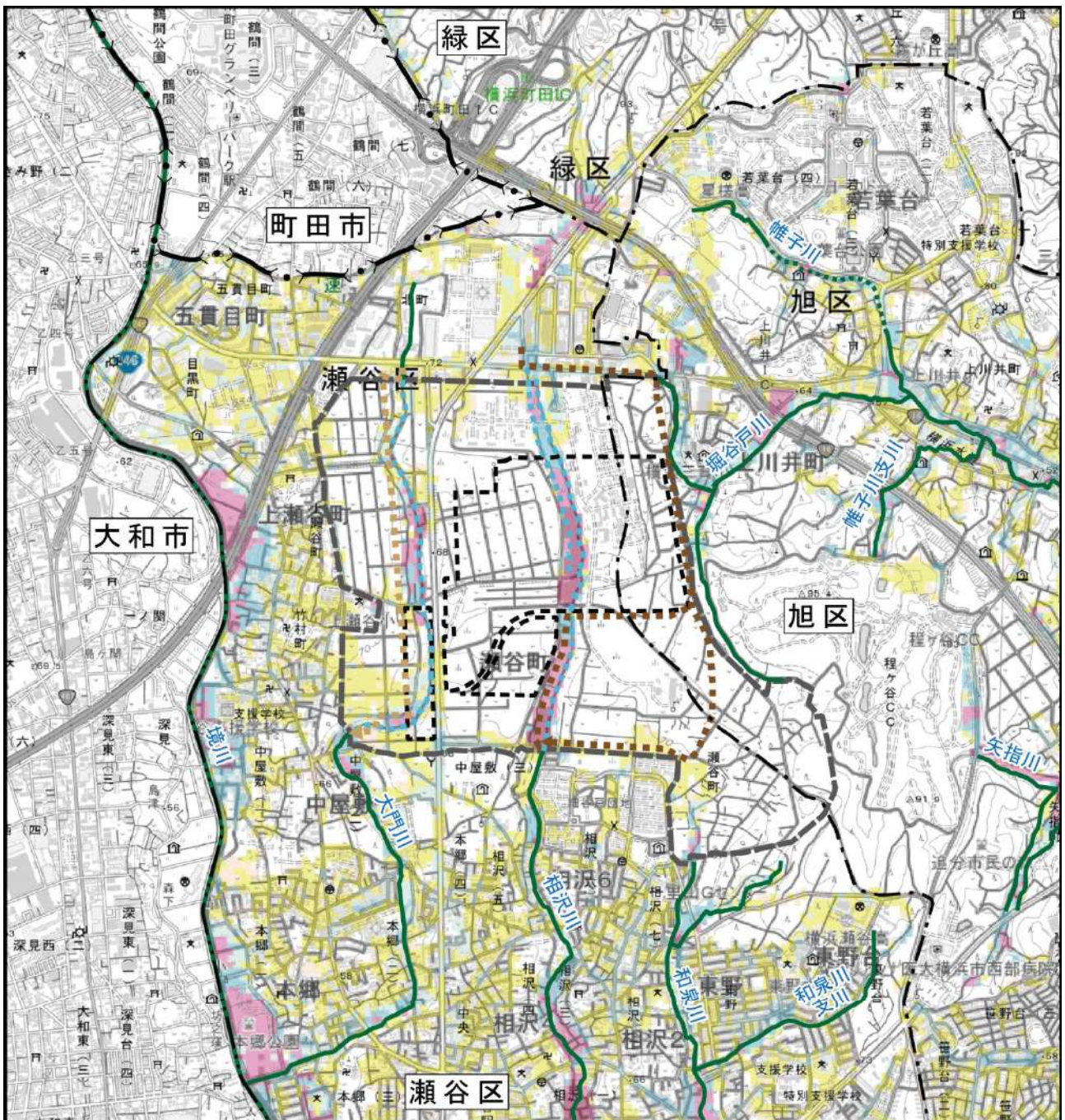
横浜市		町田市		大和市	
<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0～0.5m 未満	<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.1～0.5m 未満	<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0～0.5m 未満	<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.1～0.5m 未満	<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0～0.5m 未満	<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.1～0.5m 未満
<span style="background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.5～3.0m 未満	<span style="background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.5～1.0m 未満	<span style="background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.5～1.0m 未満	<span style="background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.5～1.0m 未満	<span style="background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.5～1.0m 未満	<span style="background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 0.5～1.0m 未満
<span style="background-color: #aaffff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 3.0～5.0m 未満	<span style="background-color: #aaffff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 1.0～2.0m 未満	<span style="background-color: #aaffff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 1.0～3.0m 未満	<span style="background-color: #aaffff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 1.0～2.0m 未満	<span style="background-color: #aaffff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 1.0～3.0m 未満	<span style="background-color: #aaffff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 1.0～3.0m 未満
<span style="background-color: #80cfff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 5.0～10.0m 未満	<span style="background-color: #80cfff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 2.0～3.0m 未満	<span style="background-color: #80cfff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 3.0～5.0m 未満	<span style="background-color: #80cfff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 2.0～3.0m 未満	<span style="background-color: #80cfff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 3.0～5.0m 未満	<span style="background-color: #80cfff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 3.0～5.0m 未満
	<span style="background-color: #4682b4; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 3.0～5.0m 未満	<span style="background-color: #4682b4; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 5.0m 以上			
	<span style="background-color: #0000ff; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 5.0～10.0m 未満				



- 河川
- 切り回し対象区間
- 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)
- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

資料：「瀬谷区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「旭区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「緑区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「横浜市行政地図情報提供システム(わいわい防災マップ)」(横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧)、「大和市防災マップ」(大和市 令和4年3月)、「町田市防災 WEB ポータル」(町田市 令和8年1月閲覧)、「国土数値情報(河川データ・平成20年度)」(国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和8年1月閲覧)

図 2-49 洪水による浸水想定区域

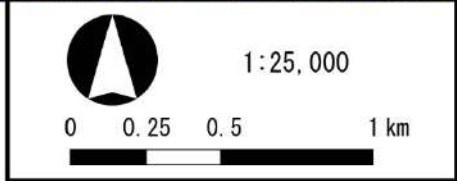


凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

浸水深ランク

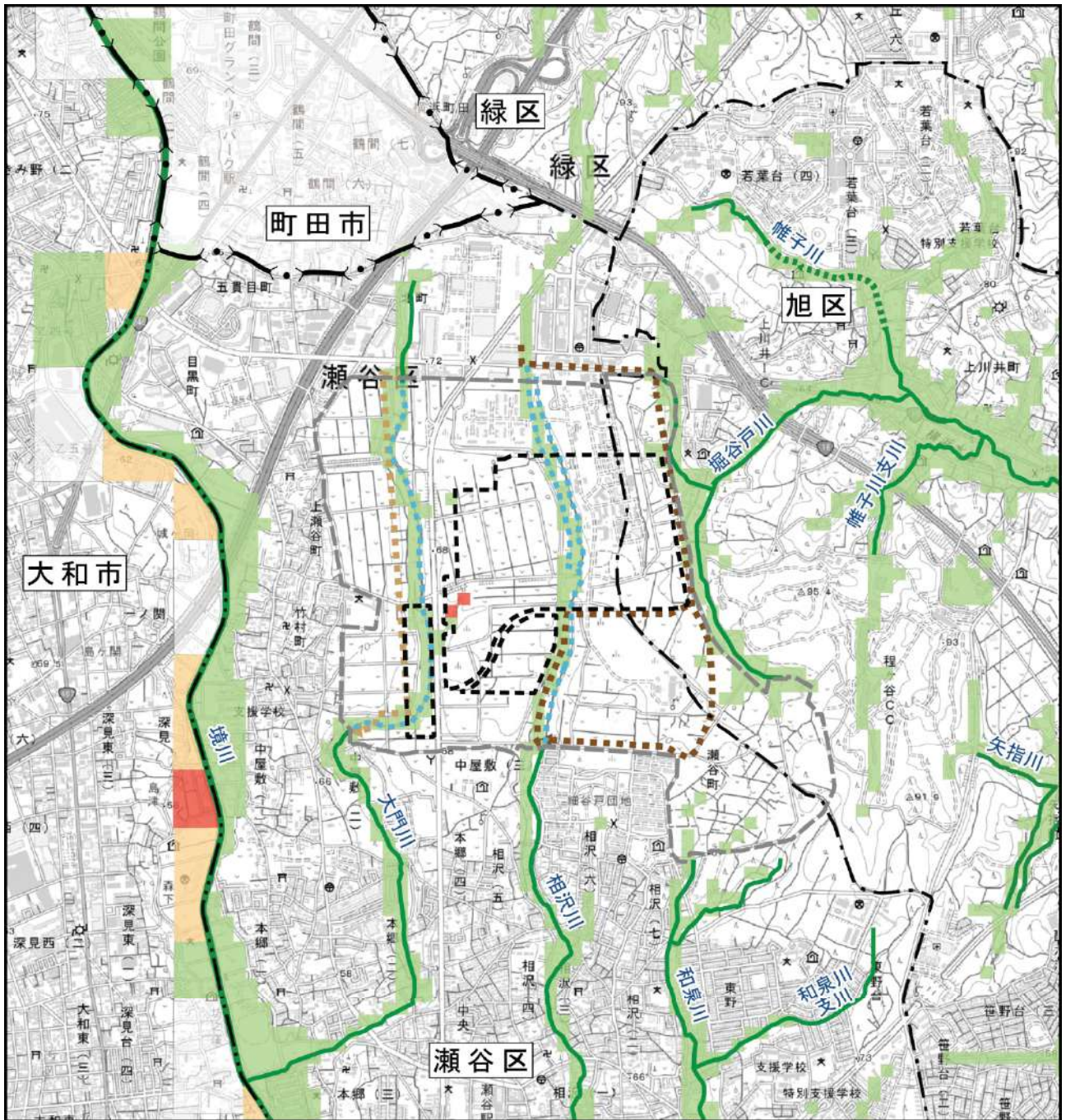
- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f9cb9c; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 0～2cm 未満</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #fff2cc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 2cm～20cm 未満</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #d9ead3; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 20cm～50cm 未満</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #a6c9ec; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 50cm～1.0m 未満</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #548235; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 1.0m～2.0m 未満</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #c00000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 2.0m 以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: #008000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 河川</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: #00b0f0; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 切り回し対象区間</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: #800000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: #800000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 大門川切り回し (雨水幹線の整備)</li> </ul> |
|--|---|



注1：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。

資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 令和4年5月）、「旭区内水ハザードマップ」（横浜市 令和4年5月）、「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 令和4年5月）、「横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）、「国土数値情報（河川データ・平成20年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-50 内水による浸水想定区域



凡例

- 計画区域       土地区画整理事業実施区域
- 都県界     市界     区界

液状化危険度

- 液状化危険度が高い：15<P
- 液状化する可能性がある：5<PL≤15
- 液状化危険度は低い：0<PL≤5
- 液状化危険度はかなり低い：PL=0

- 河川
- 切り回し対象区間
- 相沢川切り回し（雨水幹線等の整備）
- 大門川切り回し（雨水幹線の整備）
- 公共下水道

資料：「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成24年10月作成）

（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」（東京都防災ホームページ 令和8年1月閲覧）

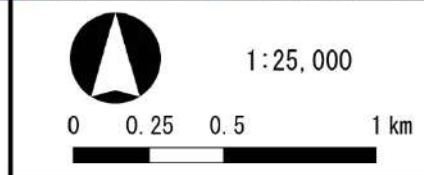
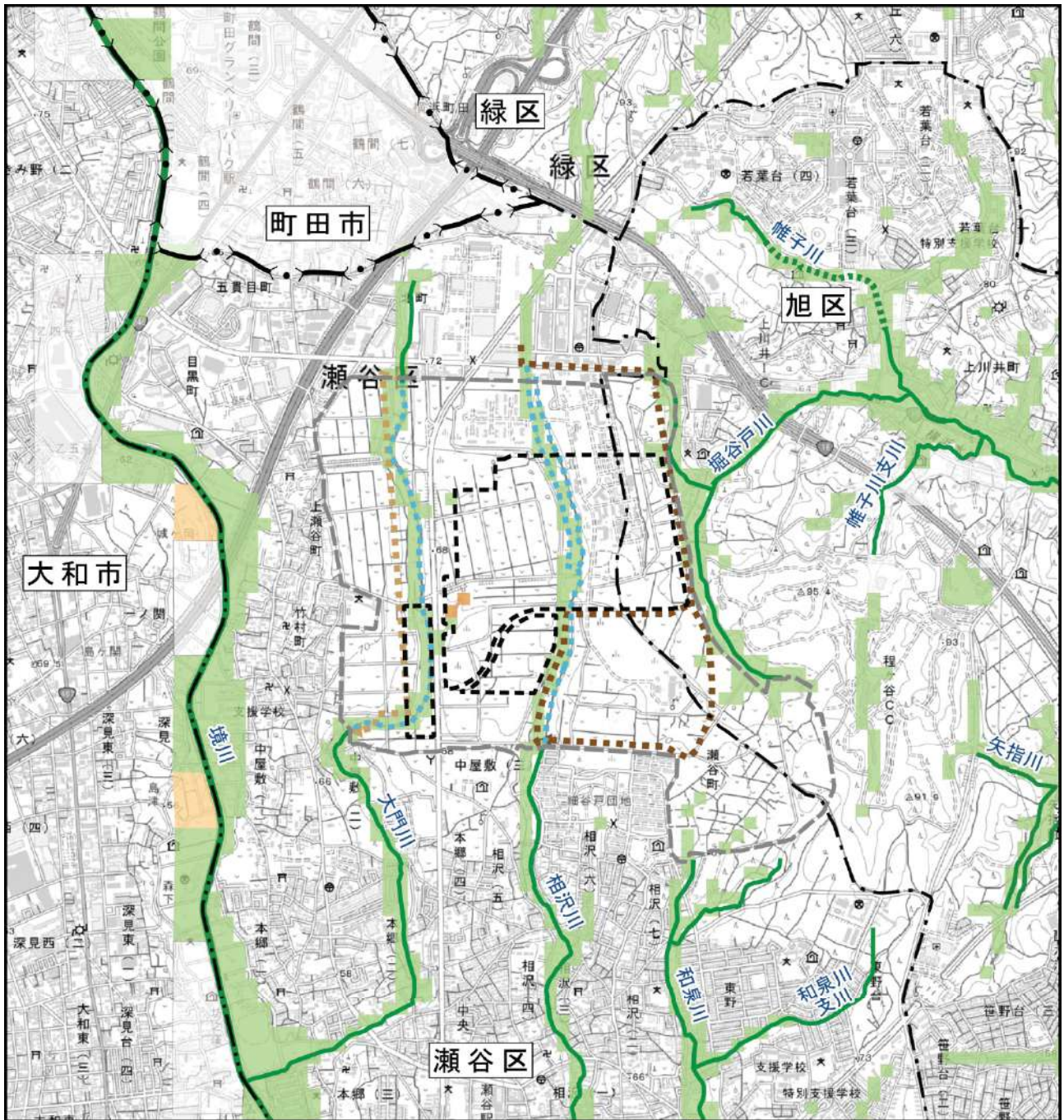


図 2-51(1) 液状化マップ（元禄型関東地震）

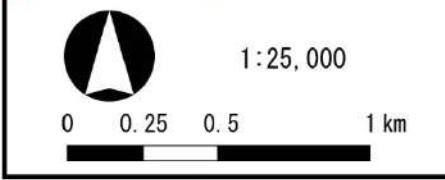


凡例

- ⋯⋯⋯ 計画区域      ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- ◁・▷ 都県界    - - - 市界    - - - 区界

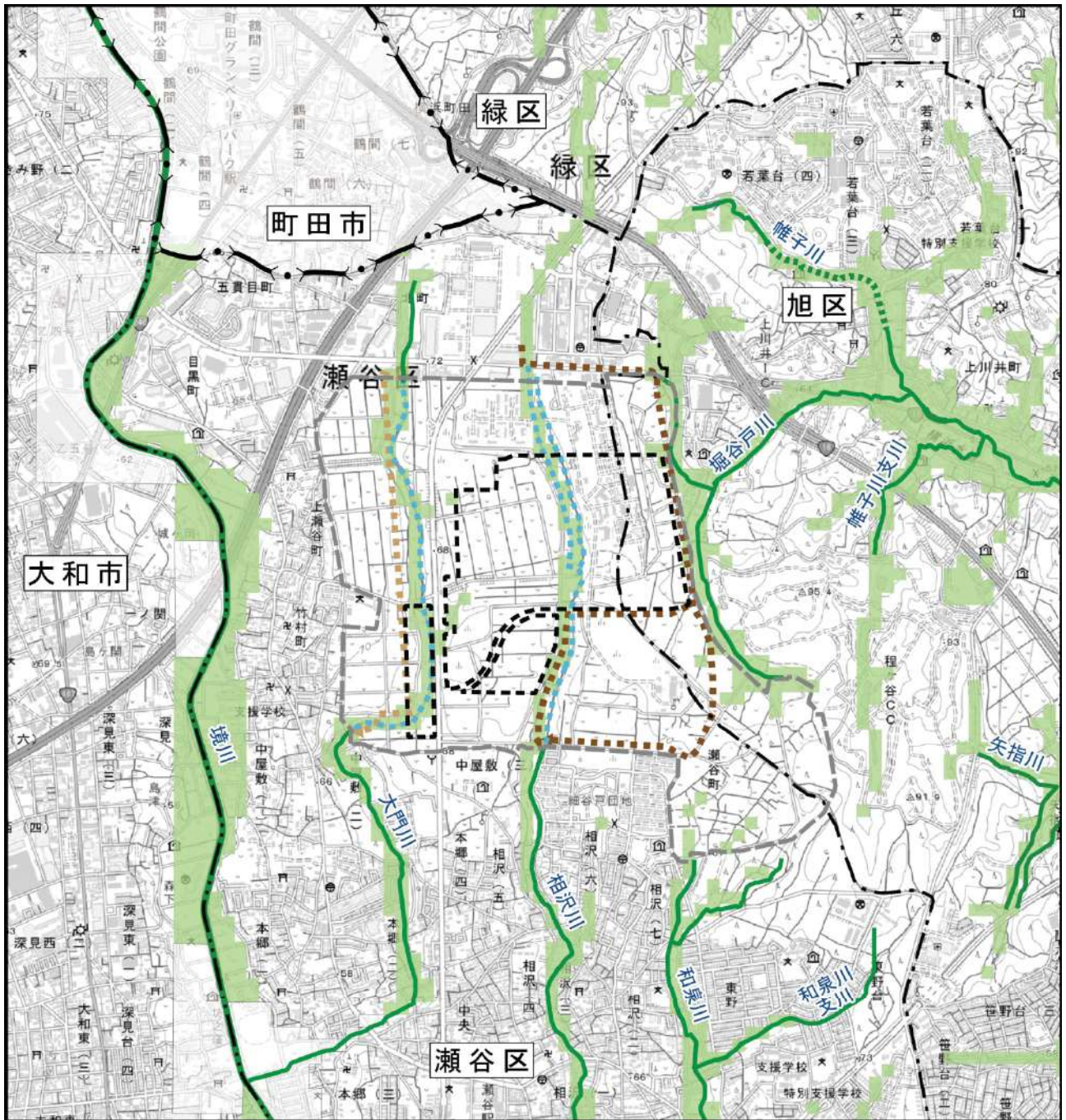
液状化危険度

- 液状化危険度が高い：15<P
- 液状化する可能性がある：5<PL≤15
- 液状化危険度は低い：0<PL≤5
- 液状化危険度はかなり低い：PL=0
- 河川
- 切り回し対象区間
- 相沢川切り回し（雨水幹線等の整備）
- 大門川切り回し（雨水幹線の整備）
- 公共下水道



資料：「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成24年10月作成）  
 （横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）  
 「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）  
 「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」（東京都防災ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-51 (2) 液状化マップ（東京湾北部地震）



凡例

⋯⋯ 計画区域      ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

◁○▷ 都県界    - - - 市界    - - - 区界

液状化危険度

■ 液状化危険度が高い：15 < P

■ 液状化する可能性がある：5 < PL ≤ 15

■ 液状化危険度は低い：0 < PL ≤ 5

□ 液状化危険度はかなり低い：PL = 0

— 河川

⋯⋯ 公共下水道

⋯⋯ 切り回し対象区間

⋯⋯ 相沢川切り回し（雨水幹線等の整備）

⋯⋯ 大門川切り回し（雨水幹線の整備）

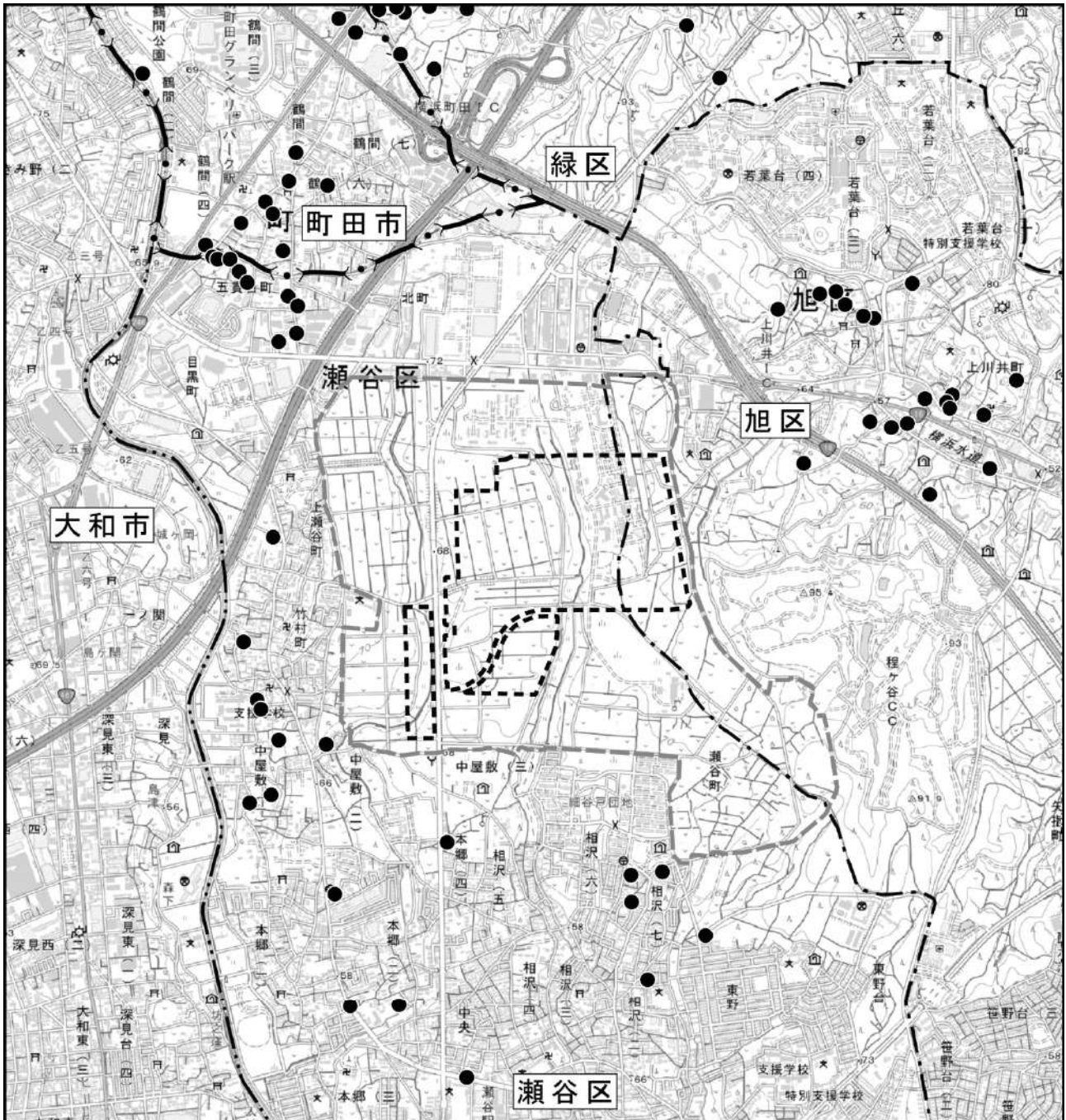
資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成24年10月作成）

（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

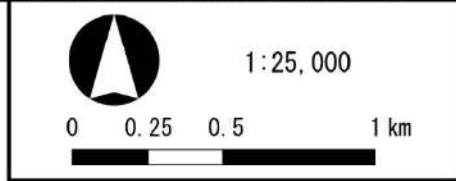
「東京都被害想定マップ」（東京都ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-51 (3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）



凡例

- ⋯⋯⋯ 計画区域      ——— 土地区画整理事業実施区域
- (•)— 都県界    - - - - 市界    - · - · - 区界
- 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）  
 「町田市防災マップ [南地区]（令和4年9月発行）」（町田市ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-52 災害用井戸

## 2.2.13 廃棄物の状況

### (1) 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 2-59～表 2-61 に示すとおりです。計画区域のある横浜市では、令和 6 年度のごみと資源の総量は約 111 万トンで、前年度に比べ、約 1.3 万トン減少（約-1.2%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量<sup>注1</sup>は約 75.7 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 2.2 万トン減少（約-2.8%）、事業系に区分されるごみと資源の総量<sup>注2</sup>は約 34.9 万トンで前年度に比べ約 0.9 万トン増加（約 2.6%）しています。

---

注 1：家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 2-59 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の合計。

注 2：事業系に区分されるごみと資源の総量：表 2-59 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の合計。

表 2-59 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
ごみと資源の総量		1,200,409	1,178,299	1,160,264	1,119,824	1,106,897		
処理内訳	ごみ量	家庭系 焼却	598,514	578,970	565,853	546,318	531,288	
		家庭系 埋立	316	307	286	290	293	
		家庭系 小計	598,830	579,277	566,139	546,608	531,581	
		事業系 焼却	267,824	273,093	273,706	274,207	275,188	
		事業系 埋立	2,610	2,746	2,655	2,319	2,164	
		事業系 小計	270,434	275,838	281,362	276,526	277,352	
	計		869,264	855,115	847,500	823,134	808,933	
	資源化量	家庭系	缶	9,728	9,533	8,968	8,336	7,967
			びん	20,538	19,566	18,193	16,556	15,534
			ペットボトル	14,077	14,372	14,176	14,032	13,936
			ガラス残さ	4,907	5,098	5,011	5,042	5,146
			小さな金属類	5,276	4,726	4,256	4,044	3,927
			プラスチック製容器包装	51,129	50,094	48,276	46,555	47,172
			スプレー缶	620	619	611	611	616
			古紙	1,254	973	968	929	982
古布			467	426	387	420	413	
蛍光灯、電球			77	70	59	56	45	
乾電池			319	336	341	358	325	
粗大金属			7,209	7,077	6,533	6,220	6,156	
羽毛布団			8	12	12	13	11	
小型家電			85	91	95	99	114	
燃えないごみ		1,327	1,233	1,192	1,128	991		
その他 <sup>注1</sup>		0	0	0.4	4	0		
小計		117,023	114,225	109,079	104,402	103,334		
資源集団回収		149,022	142,784	136,438	128,058	122,491		
事業系		せん定枝	49,457	49,313	47,817	42,795	46,999	
	生ごみ	15,643	16,861	19,430	21,434	25,139		
	小計 <sup>注2</sup>	65,100	66,174	67,246	64,230	72,138		
計		331,145	323,183	312,763	296,690	297,963		
処理内訳	ごみ量	焼却	866,338	852,065	844,559	820,525	806,476	
		直接埋立	2,926	3,052	2,941	2,609	2,458	
		計	869,264	855,115	847,500	823,134	808,933	
資源化量		331,145	323,183	312,763	296,690	297,964		
焼却残さ	埋立	124,000	120,803	117,688	114,426	109,885		
	資源化	830	796	986	793	565		

注1：水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

注4：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第15号による災害廃棄物（2,139トン）
- ・令和元年台風第19号による他都市からの搬入ごみ（神奈川県川崎市：187トン、宮城県丸森町：163トン）
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物（306トン）

資料：「令和5年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和5年9月）

「令和6年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和6年9月）

「令和7年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和7年9月）

表 2-60 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
総排出量	68,547	67,287	66,182	64,371	63,056	
ごみ総量	54,637	53,757	53,023	51,823	50,837	
燃やせるごみ	52,258	51,579	50,932	49,739	48,957	
燃やせないごみ	2,379	2,179	2,091	2,084	1,880	
資源回収量	13,911	13,530	13,159	12,548	12,220	
総資源化量	18,360	17,515	17,163	16,147	15,585	
資源回収物資源化量	12,789	12,423	12,119	11,531	10,973	
不燃物リサイクル量	1,160	1,026	951	930	893	
焼却灰資源化量	4,410	4,065	4,093	3,686	3,720	
資源分別回収実績 (自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計)	新聞	1,150	1,071	970	828	753
	雑誌	2,364	2,094	1,987	1,789	1,709
	段ボール	2,182	2,219	2,178	2,102	2,068
	紙バック	139	136	130	130	126
	古布	1,085	1,020	960	909	910
	びん	1,409	1,389	1,338	1,293	1,236
	アルミ	434	434	415	400	397
	鉄類	349	330	311	296	285
	ペットボトル	635	652	664	682	696
	白色トレイ	45	41	41	43	44
	紙製容器包装	859	871	882	860	832
	容器包装プラ	3,241	3,258	3,269	3,201	3,150
	廃食用油・たい肥	7	6	5	5	5
	使用済小型家電	11	10	9	9	9
	充電式電池	1	2	0	1	5
	合計	13,912	13,532	13,159	12,548	12,224

注1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和7年度版 清掃事業の概要 令和6年度実績」（大和市環境施設農政部 令和7年12月）

表 2-61 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収集・持込量	ごみ	可燃					
		収集分	65,795	64,086	62,802	60,908	60,004
		持込分	601	588	652	638	431
		事業系持込分	16,816	17,116	17,660	17,370	17,637
		計	83,212	81,790	81,114	78,916	78,072
		不燃					
		収集分	7,995	7,418	6,810	6,677	6,597
		持込分	75	39	36	35	34
		計	8,070	7,457	6,846	6,712	6,631
		粗大					
		収集分	1,576	1,595	1,541	1,575	1,602
		持込分	1,705	1,903	1,978	1,889	1,965
	計	3,281	3,498	3,519	3,464	3,567	
	有害	156	143	156	150	155	
	ごみ量小計	94,719	92,888	91,635	89,242	88,425	
	資源	収集分					
		ビン	2,914	2,774	2,664	2,555	2,397
		カン	1,058	1,048	995	950	963
		古紙	8,127	7,929	7,847	7,420	7,293
古着・古布		1,296	1,200	1,114	1,066	1,073	
発泡トレイ		8	7	13	12	12	
紙パック		15	14	15	15	14	
ペットボトル		1,094	1,144	1,182	1,203	1,179	
小型家電		7	9	10	11	15	
剪定枝		619	491	473	475	463	
容器包装プラスチック		429	828	849	845	862	
計		15,567	15,444	15,162	14,552	14,271	
持込分							
リサイクル広場まちだ	89	86	96	99	100		
剪定枝	994	1,138	931	904	737		
計	1,083	1,224	1,027	1,003	837		
資源量小計	16,650	16,668	16,189	15,555	15,108		
合計（総ごみ量）	111,369	109,556	107,824	104,797	103,533		
集団回収量 （町内会・子ども会 等の回収）	ビン	205	197	187	180	168	
	カン	242	237	225	221	213	
	古紙	8,871	8,370	7,873	7,305	6,819	
	古着・古布	676	628	569	539	534	
	合計	9,994	9,432	8,854	8,245	7,734	
総合計（総ごみ量+集団回収量）	121,363	118,988	116,678	113,042	111,267		

注1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の量」（町田市環境資源部環境政策課 令和8年1月閲覧）

## (2) 産業廃棄物の状況

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 2-62 のとおりです。

令和5年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、8,224千トン（前年度比約8.8%減少）であり、減量化量は5,541千トン、再生利用量は2,411千トン、最終処分量は272千トンとなっています。また、令和5年度の神奈川県内における産業廃棄物排出量は17,100千トン（前年度比約1.7%減少）であり、減量化量は10,240千トン、再生利用量は6,610千トン、最終処分量は240千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況は公表されていません。また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 2-63 に、分布状況は図 2-53 に示すとおりです。調査区域には産業廃棄物処理施設が16箇所存在しています。

表 2-62(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発生量	9,194	8,876	8,456	9,014	8,224
減量化量	6,131	5,991	5,514	6,003	5,541
再生利用量	2,841	2,751	2,723	2,873	2,411
最終処分量	221	135	219	138	272

注1：令和5年度に発生量推計の方法を変更しており、推計可能な平成30年度までを推計しています。  
資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-62(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成21年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排出量	17,160	17,370	17,140	17,400	17,100
減量化量	8,910	10,600	10,200	10,350	10,240
再生利用量	7,110	6,500	6,680	6,780	6,610
最終処分量	1,140	270	260	270	240

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）

表 2-63 産業廃棄物処理施設の状況

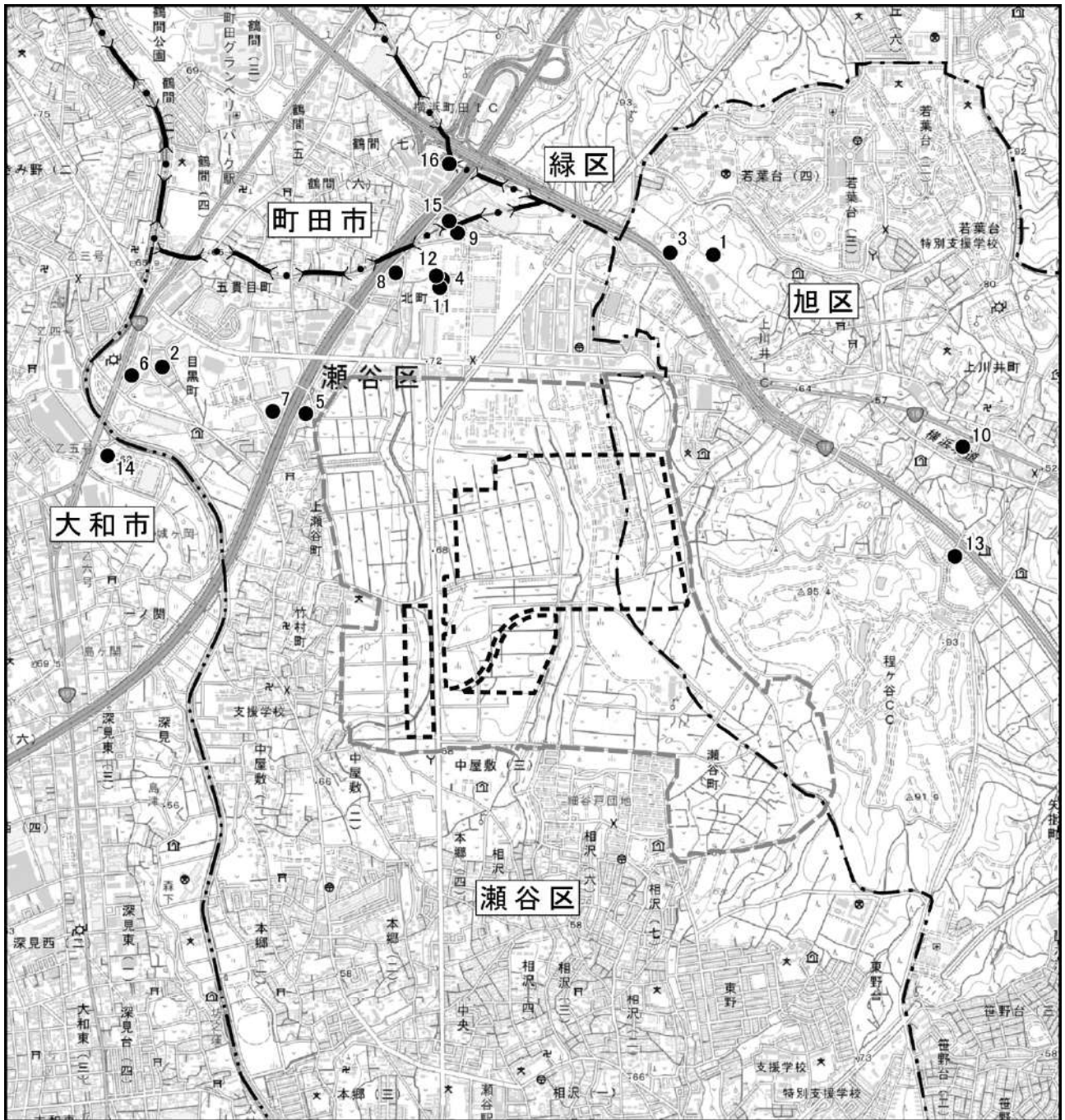
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株) 池田商店	神奈川県横浜市旭区上川井町 2446 番 1 外 9 筆及び移動式	中間処理(破碎)
2	(株) ヴィンテージ	神奈川県横浜市瀬谷区目黒町 16 番 12	中間処理(破碎)
3	(株) カンキョーワークス	神奈川県横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444 番 7 外 7 筆	中間処理(破碎、圧縮)
4	木村管工 (株)	神奈川県横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理(破碎、圧縮、選別)
5		神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理(圧縮)
6		神奈川県横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外 1 筆	中間処理(分級・造粒固化、破碎)
7	(株) 佐藤渡辺	神奈川県横浜市瀬谷区目黒町 36 番 2 外 17 筆	中間処理(破碎)
8	ダイシン産業 (株)	神奈川県横浜市瀬谷区北町 28 番 1 外 6 筆	中間処理(破碎、圧縮、選別)
9		神奈川県横浜市瀬谷区北町 12 番 1 外 19 筆	中間処理(破碎)
10	(株) トキワ薬品化工	神奈川県横浜市旭区上川井町 393 番地	中間処理(中和)
11	(株) 早船	神奈川県横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理(破碎、切断)
12	前田道路 (株)	神奈川県横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理(破碎)
13	和英堂興産 (株)	神奈川県横浜市旭区上川井町 1245 外 22 筆	最終処分(埋立)
14	大和アスコン(株)	神奈川県大和市下鶴間 2594	中間処理(破碎)
15	(株) 永野紙興	東京都町田市鶴間七丁目 25-1	中間処理(圧縮梱包、破碎)
16	(有) 町田環境リサイクル	東京都町田市南町田一丁目 22-30	中間処理(破碎)

注 1 : 表中の No. は図 2-53に対応しています。

資料 : 「産業廃棄物処理業者名簿」 (横浜市ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧)

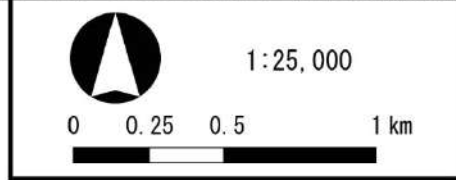
「産業廃棄物処理業者名簿」 (神奈川県ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」 (東京都ホームページ 令和 8 年 1 月閲覧)



凡例

- 計画区域
    土地区画整理事業実施区域
- 都県界
  市界
  区界
- 産業廃棄物処理施設



注1：図中の No. は表 2-63 に対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和8年1月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和8年1月閲覧）  
 「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和8年1月閲覧）

図 2-53 産業廃棄物処理施設の状況

## 2.2.14 法令等の状況

本事業及び計画区域に係る主な環境関連法令等は、表 2-64 に示すとおりです。

表 2-64(1) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係	
環境 関連	公害 防止	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	-	
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○	
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	-	
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○	
		環境影響評価法	-	
		神奈川県環境影響評価条例	-	
		横浜市環境影響評価条例	○	
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	-	
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○	
		生活環境保全推進ガイドライン	○	
		環境計画等	横浜市環境管理計画	○
		大気汚染	大気汚染防止法	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法		○	
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画		○	
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○	
		下水道法	○	
		横浜市下水道条例	○	
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○	
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	-	
	騒音	騒音規制法	○	
	振動	振動規制法	○	
	地盤沈下	工業用水法	-	
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	-	
	悪臭	悪臭防止法	-	
	廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○	
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	-	
		食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	-	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
		横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○	
		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	-		
	ヨコハマ プラ 5.3 ごみ計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）	○		
	神奈川県循環型社会づくり計画	○		
	日照阻害	建築基準法	-	
		横浜市建築基準条例	-	
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	-	
		横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	-	

表 2-64(2) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
環境関連	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	-
	有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	-
	グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	-
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	-
		神奈川県自然環境保全条例	-
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	-
		横浜自然観察の森条例	-
		緑の環境をつくり育てる条例	○
		かながわ生物多様性計画 [2024-2030]	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2024-2028]	○
		緑化地域制度	○
		横浜つながりの森構想	-
		横浜市森づくりガイドライン	-
		これからの緑の取り組み [2024-2028]	○
	生物多様性保全上重要な里地里山	○	
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	-
		都市公園法	-
		神奈川県立自然公園条例	-
		神奈川県都市公園条例	-
		横浜市公園条例	-
自然環境保全地域	自然環境保全法	-	
	神奈川県自然環境保全条例	○	
世界遺産（自然遺産）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	-	
風致地区	都市計画法	-	
	風致地区条例（神奈川県）	-	
	横浜市風致地区条例	-	
特別緑地保全地区	都市緑地法	-	
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	-	
敷地内緑化、施設の設置	横浜市緑化地域に関する条例	○	
生産緑地地区	生産緑地法	○	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○	
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	-	
	横浜市都市農業推進プラン [2024-2028]	○	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	-	
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	-	
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	-	
自然再生	自然再生推進法	-	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	-	

表 2-64 (3) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
災害防止	保安林	森林法	-
	砂防指定地	砂防法	-
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	-
	海岸保全地域	海岸法	-
	港湾区域	港湾法	-
	宅地造成工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	○
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	-
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	-
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	-
	河川保全区域	河川法	-
	航空障害	航空法	-
	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○
		横浜市防災計画	○
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		-	
放射性同位元素等の規制に関する法律		-	
毒物及び劇物取締法		-	
化学物質の適正な管理に関する指針（神奈川県）		-	
化学物質の適正な管理に関する指針（横浜市）		-	
神奈川県内消防広域応援実施計画	-		
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		地球温暖化対策計画	○
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
	エネルギー政策基本法	○	
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	○	
	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	-	
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	-	
	バイオマス活用推進基本法	-	
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○	
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	-	
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○	
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○	
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	-	
	フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○	
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
神奈川県地球温暖化対策計画（事務事業編）	-		
神奈川県循環型社会づくり計画	○		

表 2-64(4) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	-
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	-
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	-
		横浜市屋外広告物条例	○
		横浜市景観計画	○
		神奈川県景観づくり基本方針	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市公共事業景観ガイドライン	○
	まちづくり方針	土地区画整理法	○
駐車場法		-	
横浜市駐車場条例		-	
横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		-	
横浜市基本構想（長期ビジョン）		○	
横浜市中期4か年計画 2022～2025		○	
横浜市都市計画マスタープラン・区プラン		○	
地区計画・建築協定		○	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		○	
首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査		○	
街づくり協議地区制度		-	
横浜都市交通計画		○	
横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画		○	
旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案		○	
旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○		
横浜市 SDGs 未来都市計画（2022～2025）	○		
文化財	文化財保護法	○	
	神奈川県文化財保護条例	-	
	横浜市文化財保護条例	○	
その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○	
	横浜市環境教育基本方針	-	
	光害対策ガイドライン	○	
	横浜市環境と地域経済の融合推進方針	-	
	工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	○	

## 2.3 調査地域における地域特性の概要

「2.2 地域の概況」の調査結果から要約される、計画区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 2-65 に示すとおりです。

計画区域の北西側から北側にかけては大部分が工業系、西側から南側にかけては住居系の用途地域に指定されており、東名高速道路の東側はおおむね低層の建物、一部高層の建物として利用されています。東名高速道路の西側はおおむね工場として利用されています。

計画区域の東側が含まれる上瀬谷地区では、令和4年4月に土地区画整理事業が都市計画決定され、土地区画整理法に基づく手続きを経て、令和4年10月に事業計画決定されました。土地区画整理事業の土地利用計画により、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「防災・公園地区」が配置されました。

表 2-65(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜地方気象台(横浜市中区山手町)における令和7年の気象の状況は、平均気温17.6℃、平均風速3.5m/s、最多風向は北、降水総量1,321.5mmとなっています。(p.2-2 2.2.1 気象の状況)</li> </ul>
地形、地質、地盤の状況 (地形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域及びその周辺の地形は、主に武蔵野段丘面群、立川段丘面群及び平坦化地となっており、標高はおおむね50m以上80m未満です。(p.2-4 (1) 地形の状況)</li> <li>調査区域には、保全すべき地形はありません。(p.2-4 (1) 地形の状況)</li> </ul>
(地質)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域及びその周辺には武蔵野ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。(p.2-4 (2) 地質の状況)</li> </ul>
(地盤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域及びその周辺の土壌は、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。(p.2-10 (3) 地盤の状況)</li> <li>調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっていますが、川沿いには層厚0～5mの軟弱地盤層の分布が見られます。(p.2-10 (3) 地盤の状況)</li> </ul>
水循環の状況 (水象の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域内及びその周辺には、大門川及び相沢川が流れています。計画区域周辺では、東側には帷子川及び堀谷戸川、南東側には和泉川、西側には境川が流れています。(p.2-13 (1) 水象の状況)</li> <li>計画区域の北東側及び南東側には、湧水が分布しています。(p.2-15 図 2-10)</li> </ul>
(水利用の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域周辺に水道水源として取水されている河川水はありません。(p.2-17 (2) 水利用の状況)</li> </ul>
(地下水の利用の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水利用施設は、計画区域周辺には「岩崎園農場」、「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の2施設があります。(p.2-18 (3) 地下水等の利用の状況)</li> </ul>
(下水道の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が66.1%、旭区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が69.6%となっています。(p.2-21 (4) 下水道の整備状況)</li> </ul>
植物、動物の状況 (植物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域及びその周辺の現存植生は、主に畑雑草群落、市街地、緑の多い住宅地の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、低木群落、ゴルフ場・芝地、水田雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落が分布しています。(p.2-23 ②植生の概要)</li> <li>調査区域周辺で確認されている重要な種としては、植物ではサンショウモ、タコノアシ等404種が確認されています。(p.2-29～2-35 ア.重要な種)</li> <li>調査区域には植物の重要な群落等として植生自然度9のシラカシ群集が分布していますが、計画区域内には分布していません。(p.2-36 イ.重要な群落等)</li> <li>調査区域には巨樹・巨木が1件、横浜市の天然記念物が1件、名木古木が10件指定されていますが、計画区域内にはありません。(p.2-37 ウ.巨樹・巨木林等)</li> </ul>

表 2-65(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
植物、動物の状況 (動物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域周辺で確認されている重要な種としては、哺乳類ではキツネ、イタチの2種、鳥類ではヒバリ、オオタカ等70種、爬虫類ではアオダイショウ等2種、両生類ではニホンアカガエル等7種、昆虫類等107種、魚類ではホトケドジョウ等43種、陸産貝類3種、底生動物37種が確認されています。(p.2-43～2-57 ②動物の重要な種)</li> <li>・調査区域内には、動物の注目すべき生息地として、計画区域の中央部及び東部のホタル生息確認地域、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)があり、それらを含む重要な自然環境のまとまりの場として、計画区域内は生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているほか、緑の10大拠点に含まれています。(p.2-58～2-63 図2-21 動物の注目すべき生息地及び重要な自然環境のまとまりの場)</li> </ul>
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向にあります。世帯数は増加傾向がみられます。(p.2-66 (1) 人口の状況)</li> <li>・瀬谷区では事業所数、従業者数とも最も多いのは「卸売業、小売業」、旭区では事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」、従業者数が最も多いのは「医療、福祉」となっています。(p.2-67 (2) 産業の状況)</li> </ul>
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域内及びその周辺は主に低層建物及びその他の農用地であり、一部が農業振興地域、農用地区域、農業専用地区及び生産緑地地区に指定されています。(p.2-69 (1) 土地利用の状況、p.2-71 イ.農業地域、p.2-73 図2-26 土地利用基本計画図(農業振興地域、農用地区域、農業専用地区及び生産緑地地区)、p.2-75 ②農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等)</li> <li>・計画区域は市街化調整区域に指定されています。計画区域周辺の北側は準工業地域、近隣商業地域及び工業地域、西側は第1種低層住居専用地域、南側は第1種中高層住居専用地域に指定されています。(p.2-76 ④都市計画に基づく用途地域)</li> </ul>
交通、運輸の状況 (道路交通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域の周辺には、環状4号線が南北に通っています。また、計画区域の周辺には、北側に市道五貫目第33号線、西側から南側に一般県道瀬谷柏尾が通っています。バス路線は5社が運行しています。(p.2-80 (1) 道路交通の状況)</li> </ul>
(鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道は計画区域の北側に東急田園都市線、西側に小田急江ノ島線、南側に相模鉄道本線があります。計画区域の最寄りの駅は、相模鉄道本線の瀬谷駅です。(p.2-84 (2) 鉄道の状況)</li> </ul>
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域内には、保育所・幼稚園が29施設、小学校が12校、中学校が5校、高等学校が5校、特別支援学校が5校、専修学校が2校存在し、計画区域周辺の主な教育機関等は2施設があります。(p.2-86 (1) 主な教育機関等)</li> <li>・調査区域内には、主な医療機関が29施設あります。(p.2-89 (2) 主な医療機関等)</li> <li>・調査区域内には、消防署が2施設、郵便局が5施設あります。(p.2-91 (3) 主な官公庁等)</li> <li>・調査区域内には、福祉施設が60施設あります。(p.2-93 (4) 主な福祉施設等)</li> <li>・調査区域内には、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が20施設あります。(p.2-96 (5) その他の市民利用施設等)</li> <li>・調査区域内においては、主な公園・緑地等が90施設存在しており、計画区域周辺には「上瀬谷公園」、「上瀬谷町東公園」、「竹村町公園」、「中屋敷三丁目公園」、「細谷戸公園」、「上川井市坂公園」があります。(p.2-98 (6) 主な公園・緑地等)</li> </ul>
触れ合い活動の場の状況 (景観)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観や住居系の用途地域、準工業地域、工業地域となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木等が良好な景観を形成しています。計画区域からは西方向から西南西方向に丹沢の山並みが眺望でき、その奥に、富士山の山頂部のごく一部が眺望できます。(p.2-102 (1) 景観)</li> </ul>
(触れ合い活動の場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域における触れ合い活動の場としては、「鎌倉古道 北コース」等のハイキングコース、「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」等のほか、調査区域の海軍道路の桜並木、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。(p.2-106 (2) 触れ合い活動の場の状況)</li> </ul>

表 2-65(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域においては 84 件の指定・登録文化財等があり、計画区域の近くには 9 件が分布しています。(p.2-109 (1) 指定・登録文化財)</li> <li>調査区域においては 85 件の埋蔵文化財包蔵地があり、計画区域内には 5 件が分布しています。(p.2-113 (2) 埋蔵文化財の状況)</li> </ul>
公害の状況 (公害苦情処理件数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬谷区の公害苦情総数は 64 件であり、公害苦情が多い項目は騒音(26 件)、大気汚染(17 件)となっており、旭区では公害苦情総数は 86 件であり、公害苦情が多い項目は騒音(28 件)、大気汚染(25 件)となっています。(p.2-117 (1) 公害苦情処理件数)</li> </ul>
(大気汚染の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各測定局の最新 5 年分(令和元年度～令和 5 年度)の経年変化をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質は、調査区域内で測定が行われた全ての地点において全ての年度で環境基準に適合していました。(p.2-118 (2) 大気汚染の状況)</li> <li>光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でしたが、これは全国的にも同様の傾向です。(p.2-118 (2) 大気汚染の状況)</li> <li>ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷測定局と緑区三保町測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。(p.2-118 (2) 大気汚染の状況)</li> </ul>
(水質汚濁の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域内の河川の水質測定地点は 2 地点あり、直近 5 年間(令和 2 年度～令和 6 年度)の水質は環境基準に適合していました。(p.2-126 ①河川の水質)</li> <li>地下水の水質は、令和 2 年度から令和 6 年度において、旭区下川井町では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、瀬谷区相沢三丁目ではテトラクロロエチレンが環境基準に不適合でした。(p.2-127 ②地下水の水質)</li> </ul>
(土壌汚染の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。なお、令和元年度及び令和 3 年度～令和 4 年度に上瀬谷地区において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部の区画で指定基準値超過が確認されています。(p.2-128 (4) 土壌汚染の状況)</li> </ul>
(騒音の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通騒音の令和元年度以降の測定結果は、一般国道 467 号(大和市深見台)、県道目黒町町田(大和市つきみ野)が夜間のみ、一般国道 246 号(大和市下鶴間、町田市鶴間)、一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)(旭区上川井町)、一般国道 16 号(町田市鶴間)、県道丸子中山茅ヶ崎(瀬谷区二ツ橋町)が昼間及び夜間ともに環境基準に不適合でした。(p.2-131 ①道路交通騒音)</li> <li>一般環境騒音の測定結果は、大和市深見台四丁目 4-7 で環境基準に適合していました。(p.2-132 ②一般環境騒音)</li> </ul>
(振動の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通振動の令和 2 年度以降の測定結果は、全ての地点で要請限度を下回っていました。(p.2-133 ①道路交通振動)</li> </ul>
(悪臭の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域において、公的機関が公表する悪臭の測定結果はありません。また、計画区域及びその周辺には著しい悪臭の発生源はみられません。(p.2-135 (7) 悪臭の状況)</li> </ul>
(地盤沈下の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満、旭区では、観測した水準点 13 点のうち沈下点数は 13 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。(p.2-135 (8) 地盤沈下の状況)</li> </ul>
災害の状況 (災害による被害発生状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 6 年の被害総数は、瀬谷区及び旭区とも人的被害が 0 人、住家被害が 0 棟、非住家被害が 0 棟、田畑被害が 0 ha で、その他の被害として、瀬谷区において 1 件(河川)、旭区では 0 件となっています。(p.2-138 (1) 災害による被害の発生状況)</li> </ul>
(地震マップ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域では、元禄型関東地震で震度 5 強～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。(p.2-140 (2) 地震マップ)</li> </ul>
(土砂災害関係法令による指定状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の北東部付近が土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、北西部付近が土砂災害警戒区域に指定されていますが、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林に指定された区域はありません。(p.2-144 (3) 土砂災害関係法令による指定状況)</li> </ul>

表 2-65(4) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
<p>災害の状況 (浸水のおそれのある区域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域には洪水による浸水想定区域、内水による浸水想定区域が主に河川沿いに分布しています。内水による浸水想定区域は、計画区域の南西で境川付近において浸水深が 1.0m～2.0m未満がみられます。また、計画区域内の相沢川及び大門川沿いにおいて浸水深が主に 50cm～2.0m以上の地域が散在しています。 (p.2-146 (4) 浸水のおそれのある区域)</li> </ul>
<p>(液状化の可能性が高いと想定される地域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時の液状化危険度について、計画区域周辺には「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化危険度はかなり低い」となっています。 (p.2-146 (5) 液状化の可能性が高いと想定される地域)</li> </ul>
<p>廃棄物の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市のごみと資源の総量は約 111 万トンで、前年度に比べ、約 1.3 万トン減少(約-1.2%)しています。(p.2-153 (1) 一般廃棄物の状況)</li> <li>横浜市の令和4年度の産業廃棄物発生量は 8,224 千トンで、前年度に比べ約 8.8%減少しています。調査区域には、産業廃棄物処理施設が 16 箇所存在しています。 (p.2-157 (2) 産業廃棄物の状況)</li> </ul>
<p>法令等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業や計画区域に係る主な環境関連法令等は、「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な法令等があります。本事業実施にあたっては、これらの関連ある法令等を遵守します。(p.2-160 2.2.14 法令等の状況)</li> </ul>